

母集団等の世帯数の近年の動き

1 全国消費実態調査の対象除外

世帯としての収入と支出を正確に把握することが難しいなどの理由から、以下の世帯は調査の対象から除外している。

二人以上の世帯	単身世帯
<ul style="list-style-type: none"> ・料理飲食店又は旅館を営む併用住宅の世帯 ・下宿屋又は賄い付の同居人のいる世帯 ・住み込みの雇用者が4人以上いる世帯 ・<u>外国人世帯</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・二人以上の世帯の対象除外に該当する者 ・<u>学生の単身者</u> ・15歳未満の単身者 ・雇用者を同居させている単身者 ・<u>社会施設及び矯正施設の入所者</u> ・<u>病院及び療養所の入院者</u> ・自衛隊の営舎内居住者 ・<u>住所不定者</u>

2 母集団（国勢調査結果）の推移

世帯人員1人の世帯の構成比が上昇している。

国勢調査における世帯数

調査年	一般世帯数(千世帯)			構成比(%)	
	総数	世帯人員 1人	世帯人員 2人以上	世帯人員 1人	世帯人員 2人以上
平成2年	40,670	9,390	31,281	23.1	76.9
平成7年	43,900	11,239	32,661	25.6	74.4
平成12年	46,782	12,911	33,871	27.6	72.4
平成17年	49,063	14,457	34,605	29.5	70.5
平成22年	51,842	16,785	35,058	32.4	67.6
平成27年	53,332	18,418	34,914	34.5	65.5

3 調査世帯数の推移

単身世帯の比率は8%程度で横ばいとなっている。

全国消費実態調査の調査世帯数

調査年	調査世帯数(世帯)			構成比(%)	
	総数	単身	二人以上	単身	二人以上
平成6年	59,794	4,690	55,104	7.8	92.2
平成11年	59,794	5,002	54,792	8.4	91.6
平成16年	59,374	5,002	54,372	8.4	91.6
平成21年	56,806	4,402	52,404	7.7	92.3
平成26年	56,352	4,696	51,656	8.3	91.7

4 対象除外世帯の推移

(1) 施設等の世帯人員

社会施設等（介護施設など）の入所者数は増加している。

施設等の世帯人員

調査年	総世帯数(千世帯)				総世帯数に対する比率(%)	
	総数 ※	施設等の世帯人員(千人)			うち病院・療養所の入院者	うち社会施設の入所者
		総数	うち病院・療養所の入院者	うち社会施設の入所者		
平成2年	42,412	1,742	738	434	1.7	1.0
平成7年	45,694	1,794	735	525	1.6	1.1
平成12年	48,755	1,973	788	701	1.6	1.4
平成17年	51,375	2,312	758	1,070	1.5	2.1
平成22年	54,354	2,512	623	1,450	1.1	2.7
平成27年	56,130	2,798	549	1,830	1.0	3.3

※ 一般世帯数と施設等の世帯人員の合計

データ：国勢調査

(2) 単身学生数

単身学生数は平成7年以降減少している。

単身学生数

調査年	総世帯数(千世帯)		総数に対する比率(%)
	総数 ※1	学生 ※2	学生 ※2
平成2年	42,412	1,103	2.6
平成7年	45,694	1,322	2.9
平成12年	48,755	1,265	2.6
平成17年	51,375	1,222	2.4
平成22年	54,354	1,158	2.1
平成27年	56,130	953	1.7

※1 一般世帯数と施設等の世帯人員の合計

※2 国勢調査結果を用いて消費統計課において独自に集計

データ：国勢調査

(3) 外国人世帯数

外国人のいる世帯数は増加している。

外国人世帯数

調査年	総世帯数(千世帯)			総数に対する比率(%)	
	総数 ※	うち外国人のいる世帯	うち全員が外国人	うち外国人のいる世帯	うち全員が外国人
平成2年	42,412	444	-	1.0	-
平成7年	45,694	637	441	1.4	1.0
平成12年	48,755	766	501	1.6	1.0
平成17年	51,375	1,003	673	2.0	1.3
平成22年	54,354	1,093	703	2.0	1.3
平成27年	56,130	1,172	748	2.1	1.3

※ 一般世帯数と施設等の世帯人員の合計

データ：国勢調査

(4) ホームレス数

ホームレス数は減少している。

ホームレス数

調査年	総世帯数(千世帯)		総数に対する比率(%)
	総数 ※1	ホームレス数	ホームレス数
平成12年 ※2	48,755	25	0.1
平成17年 ※3	51,375	19	0.0
平成22年	54,354	13	0.0
平成27年	56,130	7	0.0

※1 一般世帯数と施設等の世帯人員の合計

※2 ホームレス数については平成15年結果

※3 ホームレス数については平成19年結果

データ：国勢調査、ホームレスの実態に関する全国調査（厚生労働省）

「単身学生世帯の把握」に対する主な意見

- 単身学生世帯は、いずれの調査においても不在や調査拒否が多く、調査世帯に学生世帯を含める際に「A調査区において、必ず学生世帯を○世帯確保せよ」といった方式を採られると、調査が困難になる。(地方公共団体)

- 国勢調査の際に、調査員から学生世帯は留守でとにかく会えないという。国勢調査に合わせて、安易に単身世帯のサンプルサイズを拡大するのはいかがかと考える。(地方公共団体)

- 学生単身を調査するのはよいが、学生世帯を対象外としている理由は何だったのか。今後、学生世帯を調査するためには、学生が多く居住する地区を単身学生世帯のみ調査する地区にするとか、学生寮・寄宿舎や大学・専門学校に直接に依頼するなどの何らかの対応が必要になるのではないか。(地方公共団体)

- 単身学生世帯を調査対象に加えることは、他の調査の状況からみて住居での接触が難しいなど、名簿の作成、調査票の配付・回収にかなり困難が伴うことが予想される。
地方においては、調査対象が大学周辺に限られてくるため、一部の市町村の一部の調査員の負担が重くなるのではないかと思われる。
また、単身学生世帯を他の単身世帯と一括りにして調査対象とするとサンプルを増やした分、高齢単身世帯等の増加として跳ね返ってくるのではないかと思われる。国勢調査等の結果により学生が多い調査区は把握できると思われるので、従前の調査とは別に単身学生世帯用の調査区を抽出し、地元大学等に調査を委託することにより、調査の負担を減らすとともに調査の精度を高められないか検討いただきたい。(地方公共団体)

「OECD 新基準（可処分所得算出方法の変更）への 対応」に対する主な意見

- 調査世帯への記入負担、抵抗感への配慮は要するが、案にあるような調査事項の追加は必要と思われる。（地方公共団体）
- 調査世帯には若干の負担になることが予想される。（地方公共団体）

利用請求書（例）

有料老人ホーム〇〇の里
 〒△△△-□□□
 〇〇県××市・・・・
 電話：◇◇◇-◇◇◇-◇◇◇◇

〇〇 〇〇 様

発効日	請求書番号
平成29年9月10日	●●●●

今回ご請求額
¥307,442

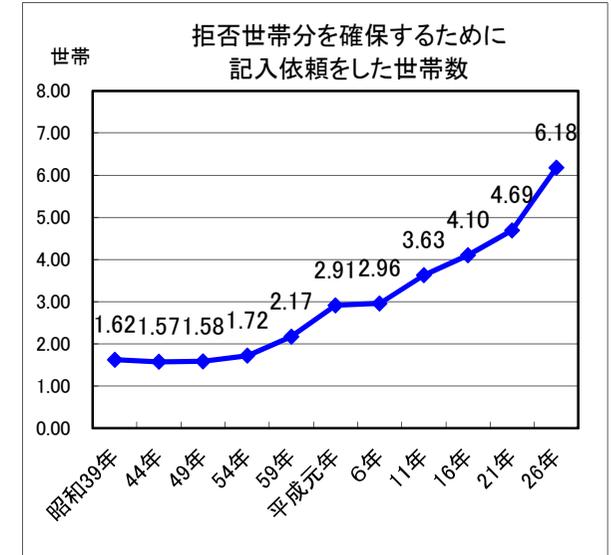
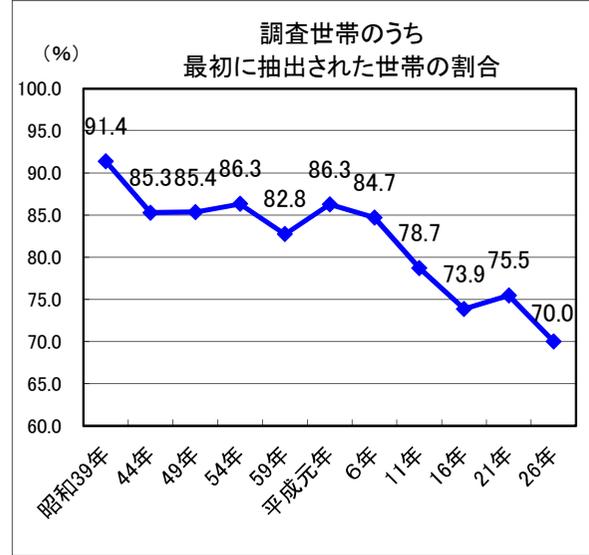
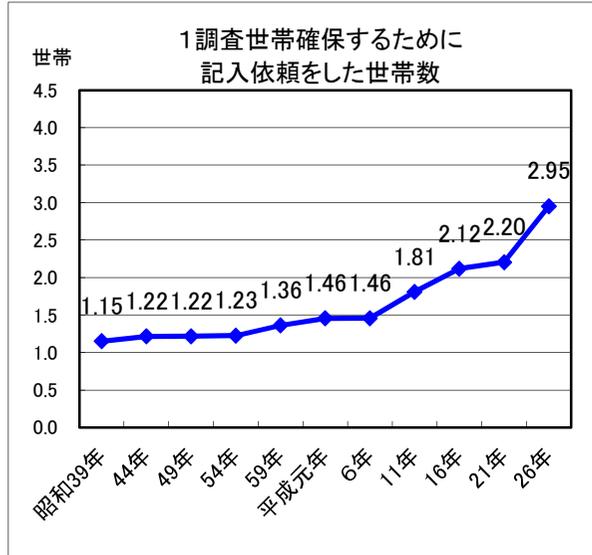
平成29年8月分期間：8月1日～8月31日

2割負担

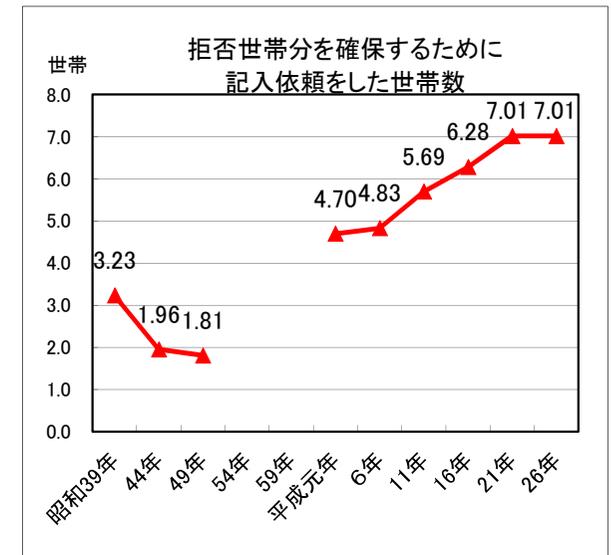
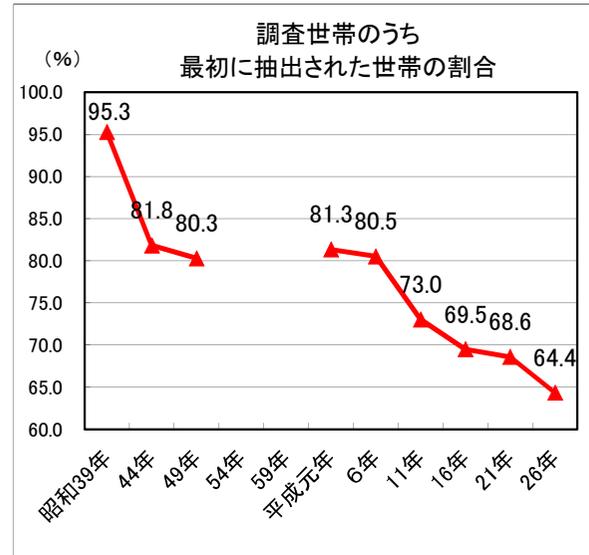
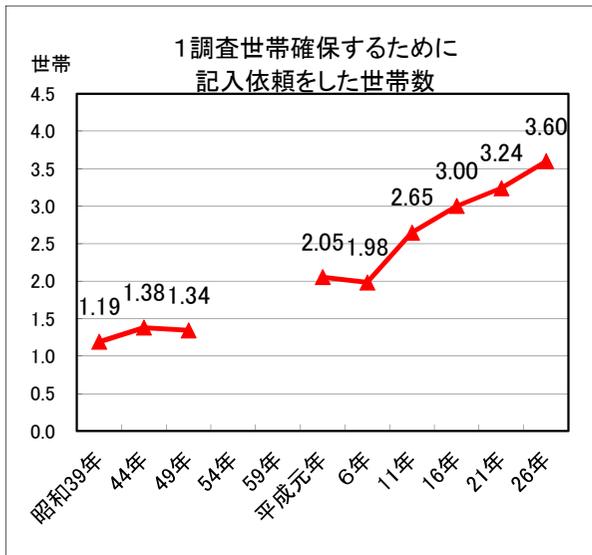
利用内訳	単価	数量	金額
利用者一部負担金			55,353
管理費		1	67,886
食費		1	61,714
居室使用料		1	72,000
汚染物		1	5,521
オムツ代		1	21,402
諸レク費		1	1,080
クリーニング代		1	6,634
預り金		1	10,000
その他（エプロン代、室内用靴の洗濯代など）		1	5,852
合計			307,442

準調査世帯結果

二人以上の世帯

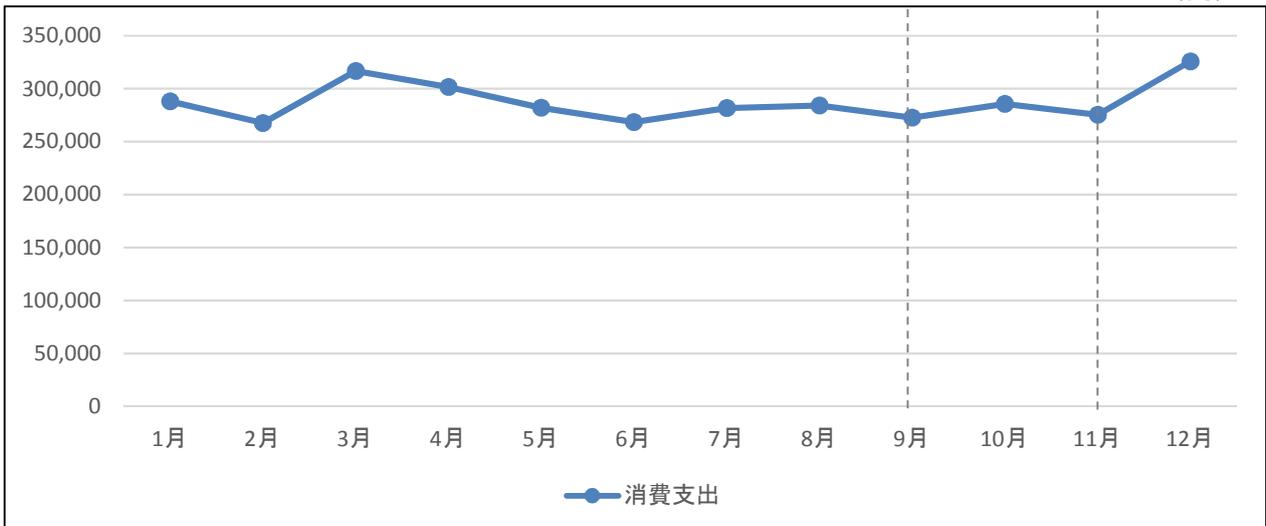


単身世帯

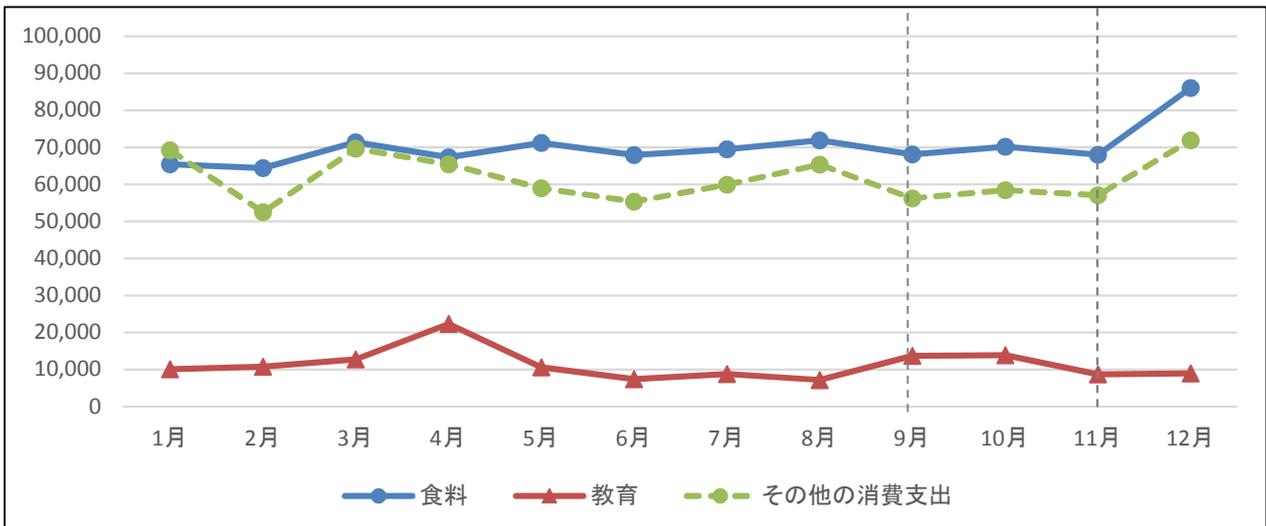


家計調査 10大費目別支出額の月次推移(全国 2012~2016年平均)

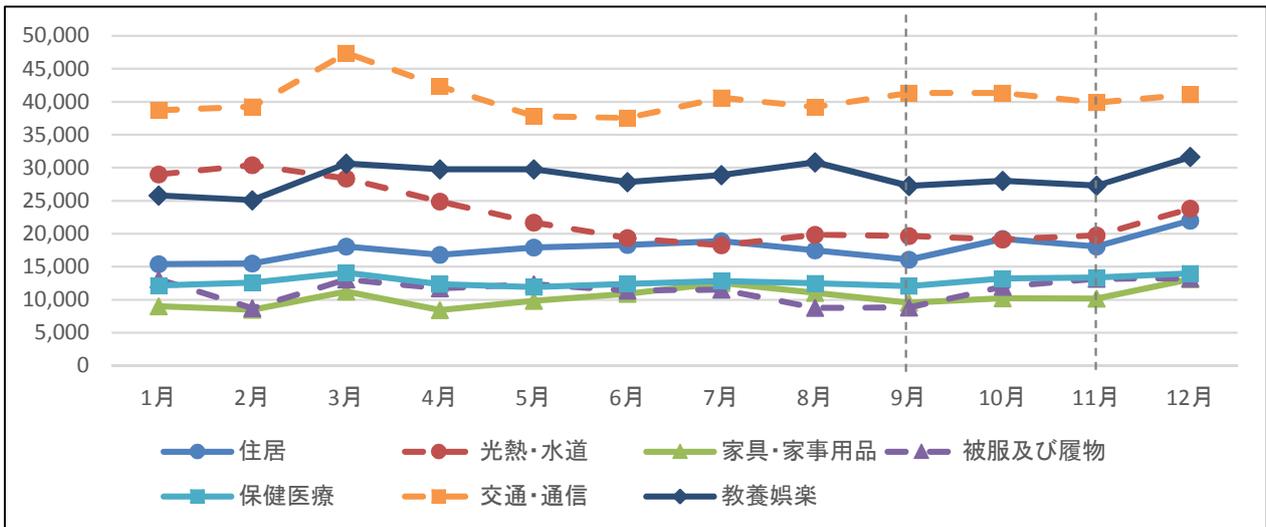
(円)



(円)

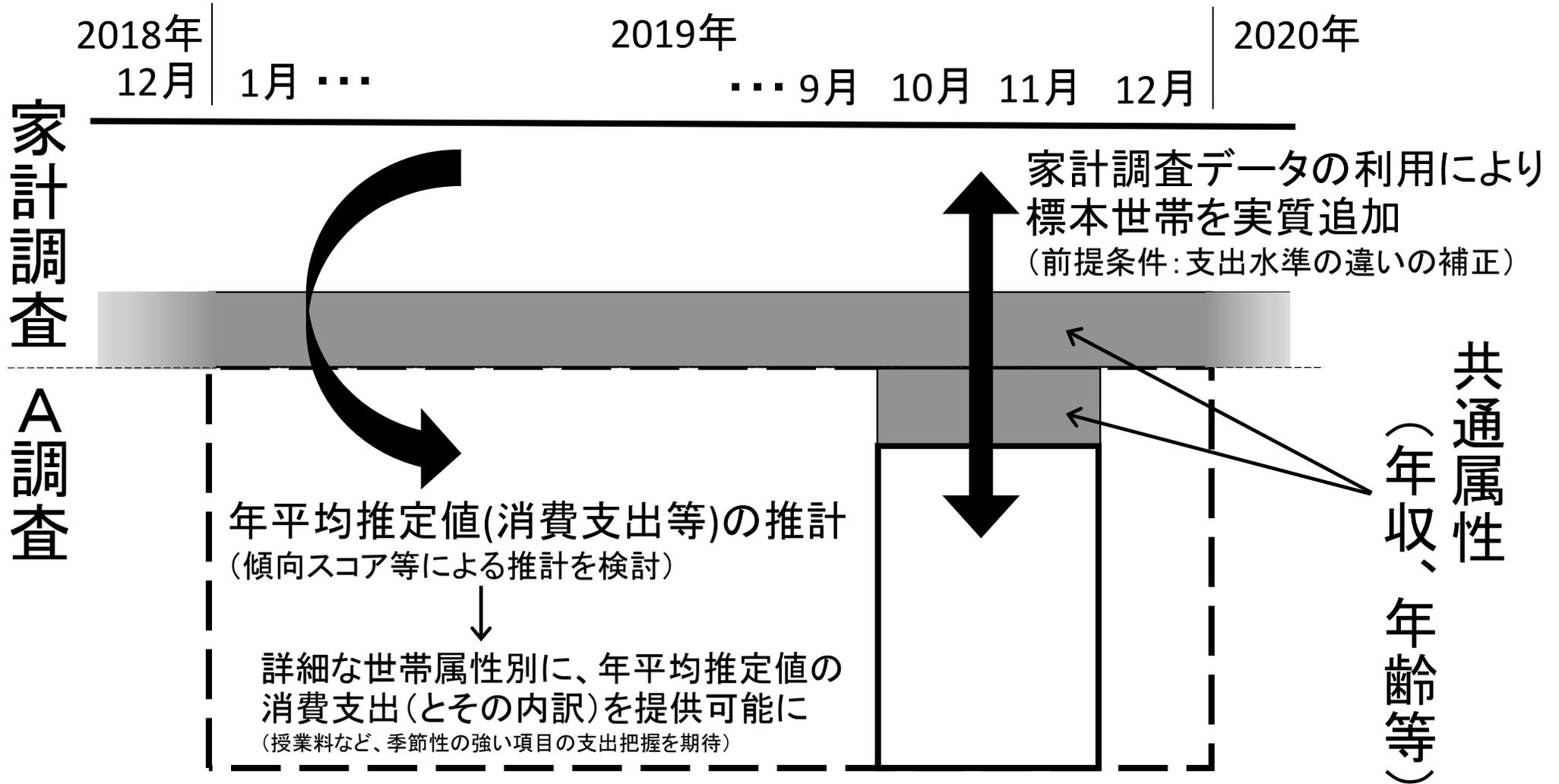


(円)



※「家計調査 家計収支編 二人以上の世帯 <用途分類> 1世帯当たり1か月間の収入と支出 1-1 都市階級・地方・都道府県庁所在市別」から作成

家計調査データの利用・年平均推定値の算出(イメージ)



「年平均推定値の表章」に対する主な意見

- より実態に合った調査結果になると考える。(地方公共団体)
- 二人以上世帯の家計簿記入期間を短縮(3か月→2か月)することと季節性の問題解消のための年平均推計値の表章を検討することの整合について、効果と影響に関し慎重に検討してほしい。(内閣府)
- 消費税の増税が予定される平成31年10月を調査期間に含めることにより、年平均推計値の作成において支障が出る懸念される。(内閣府)

年齢階級別集計世帯数
 (平成26年全国消費実態調査、平成26年全国単身世帯収支実態調査)

【平成26年全国消費実態調査(単身世帯)】 (単位:世帯)

	全体	30歳未満	30～39	40～49	50～59	60歳以上
集計世帯数	4,561	201	204	283	503	3,373

※平成26年全国消費実態調査 フロー編 「第36表 男女, 年齢階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」から抜粋

【平成26年全国単身世帯収支実態調査】 (単位:世帯)

	全体	30歳未満	30～39	40～49	50～59	60歳以上
集計世帯数	1,918	536	384	287	315	397

※平成26年全国単身世帯収支実態調査 「第2表 男女, 年齢階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」から抜粋

「平成26年全国消費実態調査単身世帯結果」と
「平成26年全国単身世帯収支実態調査結果」の統合集計の概要

1 集計の目的

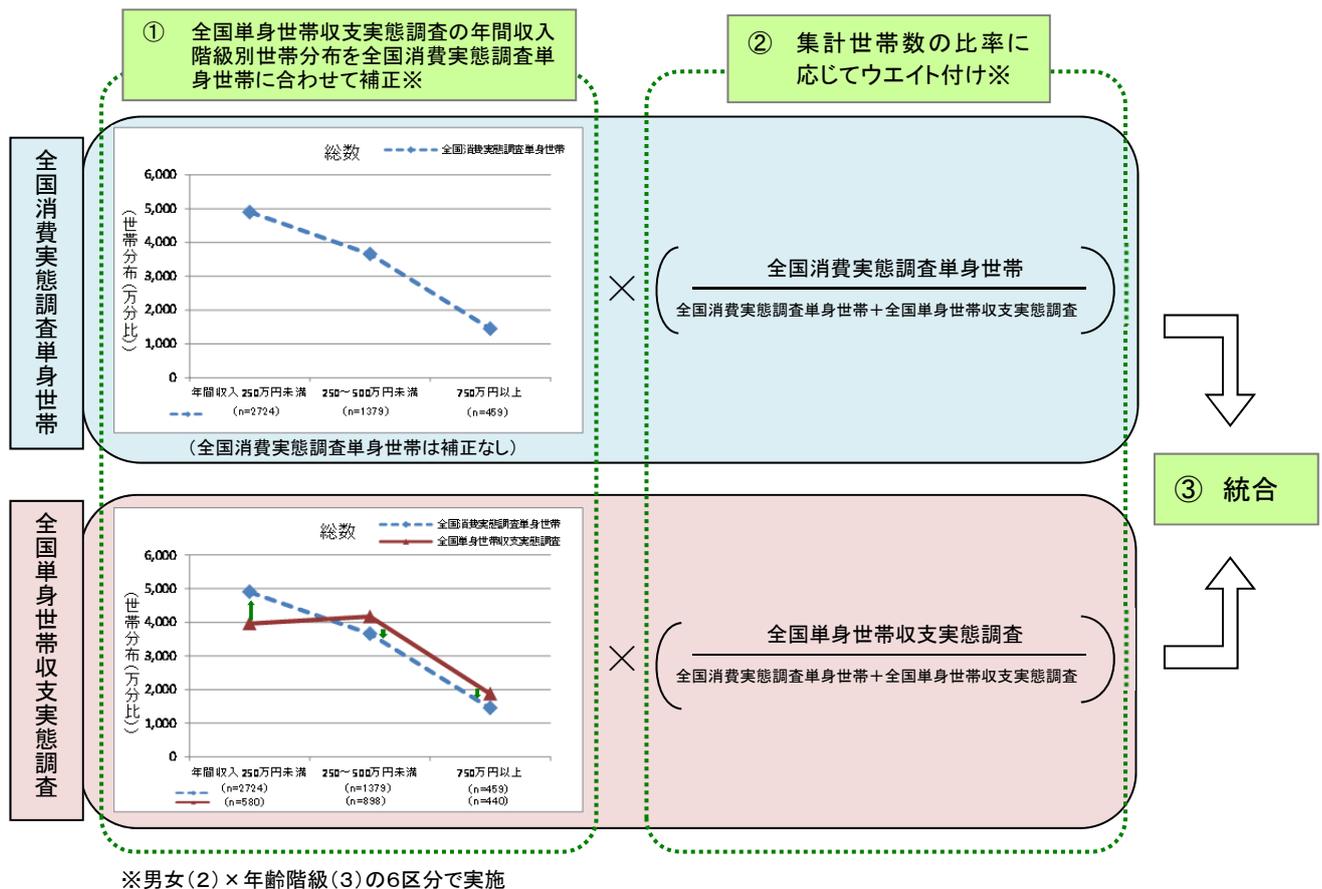
平成26年全国消費実態調査（以下「全国消費実態調査」という。）においては、単身世帯への調査依頼が困難になっていることを踏まえ、その結果を補完することを目的として、平成26年全国単身世帯収支実態調査（以下「全国単身世帯収支実態調査」という。）を実施した。この結果について、全国消費実態調査への統合方法を研究し、統合集計を行ったため、当該結果を参考に公表するものである。

なお、全国単身世帯収支実態調査においては、平成21年と同様に、民間調査機関が管理する登録モニター等の中から世帯を選定した。

2 統合方法

両調査結果を比較したところ、全国単身世帯収支実態調査の調査世帯は全国消費実態調査単身世帯に比べ、消費支出や年間収入等が高い傾向がみられた。そこで、全国単身世帯収支実態調査結果について、消費支出を目的変数として重回帰分析を行ったところ、年間収入に有意な差が認められた。

このため、年間収入をキーとして全国単身世帯収支実態調査結果を補正した上で、統合を行うこととした（下図参照）。



注1) 結果の推定式については付1を参照

注2) 全国消費実態調査単身世帯及び全国単身世帯収支実態調査の抽出・推定方法の概要については付2を参照

3 統計表

以下の結果について統計表の集計を行った。

- I 家計収支に関する結果
- II 貯蓄・負債に関する結果
- III 世帯分布に関する結果

4 本結果を利用する上での留意点

全国消費実態調査単身世帯に全国単身世帯収支実態調査の調査世帯が加わることで調査世帯数が増し、特に若年層において結果精度が安定するが、その一方で、全国単身世帯収支実態調査の調査世帯は民間調査機関が管理する登録モニターから有意抽出しているため、モニター世帯に特有の特徴があると考えられる。このため、統合に際してはモニター世帯の特徴を踏まえた補正を行うことにより、統合集計結果が全国消費実態調査単身世帯の調査結果におおむね近づく結果となっている。しかしながら、本結果は、調査から直接得られた情報を集計したものではなく、研究を目的に統合を行ったものであるため、利用の際は留意されたい。

※男女、年齢階級、消費支出金額階級別世帯分布については付3を参照

【参考】各調査結果の比較

<基本数>

	全国消費実態 調査単身世帯 ①	全国単身世帯 収支実態調査 ②	統合集計 ③	差 ②-①	差 ③-①
調査予定世帯数	4,696	2,000	—	—	—
集計世帯数	4,561	1,918	6,479	—	—
持ち家率（現住居）（%）	60.0	46.1	55.6	-13.9	-4.4
現住居の延べ床面積（㎡）	83.7	65.8	78.1	-17.9	-5.6
年齢（歳）	58.5	54.7	57.8	-3.8	-0.7

<主な集計結果>

	全国消費実態 調査単身世帯 ①	全国単身世帯 収支実態調査 ②	統合集計 ③	差 ②-①	差 ③-①
消費支出（円）	169,545	176,827	169,247	7,282	-298
年間収入（万円）	308	345	310	37	2

付 1 結果の推定式

推定式は、次のとおりである。

$$\bar{x} = \frac{\sum_i \sum_j \gamma_{ij} x_{ij} + \sum_i \sum_j \gamma'_{ij} x'_{ij}}{\sum_i \sum_j \gamma_{ij} + \sum_i \sum_j \gamma'_{ij}}$$

ここで、

x_{ij} : 平成 26 年全国消費実態調査単身世帯（以下、「全国消費実態調査単身世帯」）の i 市区町村、 j 世帯の当該項目の値

ただし、 x_{ij} のうち家計簿による収入又は支出金額は、月別の調整済調整係数をウエイトとした加重平均値

x'_{ij} : 平成 26 年全国単身世帯収支実態調査（以下、「全国単身世帯収支実態調査」）の i 市区町村、 j 世帯の当該項目の値

ただし、 x'_{ij} のうち家計簿による収入又は支出金額は、月別の調整済調整係数をウエイトとした加重平均値

γ_{ij} : 統合集計用全国消費実態調査単身世帯の i 市区町村、 j 世帯の集計用乗率

$$\gamma_{ij} = \beta_{ij} \times E_{ij}$$

β_{ij} : 全国消費実態調査単身世帯の i 市区町村、 j 世帯の集計用乗率
（算出方法については別紙 1 を参照）

E_{ij} : 全国消費実態調査単身世帯の i 市区町村、 j 世帯の統合集計用補正係数

γ'_{ij} : 統合集計用全国単身世帯収支実態調査の i 市区町村、 j 世帯の集計用乗率

$$\gamma'_{ij} = \beta'_{ij} \times E'_{ij}$$

β'_{ij} : 全国単身世帯収支実態調査の i 市区町村、 j 世帯の集計用乗率
（算出方法については別紙 2 を参照）

E'_{ij} : 全国単身世帯収支実態調査の i 市区町村、 j 世帯の統合集計用補正係数

【全国消費実態調査単身世帯の統合集計用補正係数（ E_{ij} ）の計算方法】

全国単身世帯収支実態調査と統合するためのウエイトを与える。集計算式は次のとおり。

$$E_{ij} = \frac{\tilde{n}_h}{\tilde{n}_h + \tilde{n}'_h}$$

h 男女・年齢階級区分：男：35 歳未満、35～59 歳、60 歳以上

女：35 歳未満、35～59 歳、60 歳以上（計 2 × 3 区分）

\tilde{n}_h : 全国消費実態調査単身世帯の h 男女・年齢階級別集計世帯数

\tilde{n}'_h : 全国単身世帯収支実態調査の h 男女・年齢階級別集計世帯数

$$\tilde{n}_h = \frac{\sum_i \sum_{j=1}^{\tilde{n}_h} M_{ij}}{2}, \quad \tilde{n}'_h = \frac{\sum_i \sum_{j=1}^{\tilde{n}'_h} M'_{ij}}{2}$$

※ 家計収支に関する結果においては、 $\tilde{n}_h = \frac{\sum_i \sum_{j=1}^{\tilde{n}_h} M_{ij}}{2}$ 、 $\tilde{n}'_h = \frac{\sum_i \sum_{j=1}^{\tilde{n}'_h} M'_{ij}}{2}$
（除数の 2 は調査期間を示す）

M_{ij} : 全国消費実態調査単身世帯の i 市区町村 j 世帯の調査月数 $\left(= \sum_m M_{ijm} \leq l \right)$

M'_{ij} : 全国単身世帯収支実態調査の i 市区町村 j 世帯の調査月数 $\left(= \sum_m M'_{ijm} \leq l \right)$

M_{ijm} : 全国消費実態調査単身世帯の i 市区町村 j 世帯第 m 月目の家計簿の有無 (1 又は 0)

M'_{ijm} : 全国単身世帯収支実態調査の i 市区町村 j 世帯第 m 月目の家計簿の有無 (1 又は 0)

l : 調査すべき月数 (2)

m : 第 m 月目

【全国単身世帯収支実態調査の統合集計用補正係数 (E'_{ij}) の計算方法】

全国単身世帯収支実態調査の調査世帯の年収階級、男女・年齢階級別の世帯分布を全国消費実態調査単身世帯の分布に合わせる補正を行い、さらに、全国消費実態調査単身世帯と統合するためのウェイトを与える。集計算式は次のとおり。

$$E'_{ij} = X_{ph} \times \frac{\tilde{n}'_h}{\tilde{n}_h + \tilde{n}'_h}$$

p 年収階級区分：250 万円未満、250～500 万円、500 万円以上 (3 区分)

ただし、年齢 35 歳未満については、250 万円未満、250 万円以上の 2 区分。

また、貯蓄・負債に関する結果においては、「年収階級不詳」を加えた 4 区分 (年齢 35 歳未満については 3 区分)

X_{ph} : 全国単身世帯収支実態調査の p 年収階級、 h 男女・年齢階級別分布補正係数

$$X_{ph} = \frac{T \times \frac{S_{ph}}{S}}{T_{ph}}$$

S : 全国消費実態調査単身世帯の調整集計世帯数

T : 全国単身世帯収支実態調査の調整集計世帯数

$$\text{※ 家計収支に関する結果においては、} S = \frac{\sum_i \sum_{j \in S} \beta_{ij}}{2}、T = \frac{\sum_i \sum_{j \in T} \beta_{ij}}{2}$$

(除数の 2 は調査期間を示す)

$$\text{※ 貯蓄・負債に関する結果においては、} S = \sum_i \sum_{j \in S} \beta_{ij}、T = \sum_i \sum_{j \in T} \beta_{ij}$$

S_{ph} : 全国消費実態調査単身世帯の p 年収階級、 h 男女・年齢別調整集計世帯数

T_{ph} : 全国単身世帯収支実態調査の p 年収階級、 h 男女・年齢別調整集計世帯数

平成 26 年全国消費実態調査単身世帯の集計用乗率の作成方法

平成 26 年全国消費実態調査単身世帯の集計用乗率は、次式により作成する。

$$\beta_{ij} = D_{qh} \times \sum_{m \in B} (\tilde{\alpha}_{im} \times M_{ijm})$$

β_{ij} : i 市区町村、 j 世帯の集計用乗率

ここで、 (q, h) は i 市区町村、 j 世帯が該当する地方、男女・年齢階級

D_{qh} : q 地方、 h 男女・年齢階級の世帯分布補正係数

q 地方区分 : 北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、

中国・四国、九州・沖縄 (計 6 区分)

h 男女・年齢階級区分 : 男 : 35 歳未満、35~59 歳、60 歳以上

女 : 35 歳未満、35~59 歳、60 歳以上 (計 2 × 3 区分)

$\tilde{\alpha}_{im}$: i 市区町村、第 m 月目の調整済調整係数

M_{ijm} : i 市区町村、 j 世帯、第 m 月目の集計可能な調査票の有無 (1 又は 0)

B : 調査票を調査する第 m 月目の集合 ({1、2}、{1} 又は {2})

※ 統計表により集計に使用する調査票や主な目的として集計する項目が異なるため、調査票を調査する月数、調査票の有無及び集計世帯数が相違し、集計用乗率が異なる。

【調整済調整係数 ($\tilde{\alpha}_{im}$) の計算方法】

一つの都道府県を大都市と大都市以外の地域に分けて、それぞれの地域にある調査市区町村に調整係数を与える。

※ 大都市・・・20 政令指定都市及び東京都区部

(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)

$$\alpha_i = \frac{N_D}{\sum_{d' \in D'} N_{d'}} \times \frac{N_i}{n_i}$$

$$\tilde{\alpha}_{im} = \begin{cases} \alpha_i \frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \leq 2 \right) \\ 2\alpha_i \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} > 2 \right) \end{cases}$$

D : 都道府県の大都市、あるいは大都市以外の地域 (市町村の集合)。

ただし、大都市が複数ある都道府県は、大都市のそれぞれを別個に扱う。

例) 神奈川県では、 D = 「横浜市」、「川崎市」、「相模原市」又は「横浜市・川崎市・相模原市以外の地域」の 4 地域

D' : D 地域のうち単身世帯調査市区町村の集合

d' : D' を構成する個々の単身世帯調査市区町村

i : 単身世帯調査市区町村

α_i : i 調査市区町村結果を D 地域に復元するための調整係数

N_D : D 地域内の単身適格世帯数 (平成 22 年国勢調査)

$N_{d'}$: d' 市区町村の単身適格世帯数 (平成 22 年国勢調査)

N_i : i 調査市区町村の単身適格世帯数 (平成 22 年国勢調査)

n_i : i 調査市区町村の単身調査予定世帯数

\tilde{n}_{im} : i 調査市区町村の単身世帯第 m 月目の集計世帯数

【世帯分布補正係数（ D_{qh} ）の作成方法】

労働力調査平成 26 年平均の地方、男女・年齢階級別の単身世帯数を用いて、単身世帯の世帯分布補正係数を作成する。

$$D_{qh} = \frac{W_{qh}}{\sum_{(i,j) \in H_{qh}} \sum_{m \in B} (\tilde{\alpha}_{im} \times M_{ijm}) \times \frac{1}{|B|}}$$

W_{qh} : q 地方、 h 男女・年齢階級の単身世帯数（労働力調査平成 26 年平均）

H_{qh} : q 地方、 h 男女・年齢階級に属する単身世帯の集合

$|B|$: 調査票を調査する月数（ B の要素数）

平成26年全国単身世帯収支実態調査の集計用乗率の作成方法

平成26年全国単身世帯収支実態調査の集計用乗率は、次式により作成する。

$$\beta'_{ij} = D'_{qh} \times \sum_{m \in B} (\tilde{\alpha}'_{im} \times M_{ijm})$$

β'_{ij} : i 市区町村、 j 世帯の集計用乗率

ここで、 (q, h) は i 市区町村、 j 世帯が該当する地方、男女・年齢階級

D'_{qh} : q 地方、 h 男女・年齢階級の世帯分布補正係数

q 地方区分：北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、

中国・四国、九州・沖縄（計6区分）

h 男女・年齢階級区分：男：35歳未満、35～59歳、60歳以上

女：35歳未満、35～59歳、60歳以上（計2×3区分）

$\tilde{\alpha}'_{im}$: i 市区町村、第 m 月目の調整済調整係数

M_{ijm} : i 市区町村、 j 世帯、第 m 月目の集計可能な調査票の有無（1又は0）

B : 調査票を調査する第 m 月目の集合（{1、2}、{1}又は{2}）

※ 統計表により集計に使用する調査票や主な目的として集計する項目が異なるため、調査票を調査する月数、調査票の有無及び集計世帯数が相違し、集計用乗率が異なる。

【調整済調整係数（ $\tilde{\alpha}'_{im}$ ）の作成方法】

$$\tilde{\alpha}'_{im} = \frac{V_{q'h'}}{\sum_{(i,j) \in H'_{q'h'}} \tilde{n}_{im}}$$

$V_{q'h'}$: q' 地方、 h' 男女・年齢階級の単身適格世帯数（平成22年国勢調査）

q' 地方区分：北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄（計10区分）

h' 男女・年齢階級区分：男：30歳未満、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60歳以上

女：30歳未満、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60歳以上

（計2×5区分）

$H'_{q'h'}$: q' 地方、 h' 男女・年齢階級に属する全国単身世帯収支実態調査の世帯の集合

\tilde{n}_{im} : i 調査市区町村の第 m 月目の集計世帯数

【世帯分布補正係数（ D'_{qh} ）の作成方法】

労働力調査平成 26 年平均の地方、男女・年齢階級別の単身世帯数を用いて、単身世帯の世帯分布補正係数を作成する。

$$D'_{qh} = \frac{W_{qh}}{\sum_{(i,j) \in H'_{qh}} \sum_{m \in B} (\tilde{\alpha}'_{im} \times M_{ijm}) \times \frac{1}{|B|}}$$

W_{qh} : q 地方、 h 男女・年齢階級の単身世帯数（労働力調査平成 26 年平均）

H'_{qh} : q 地方、 h 男女・年齢階級に属する全国単身世帯収支実態調査の世帯の集合

$|B|$: 調査票を調査する月数（ B の要素数）

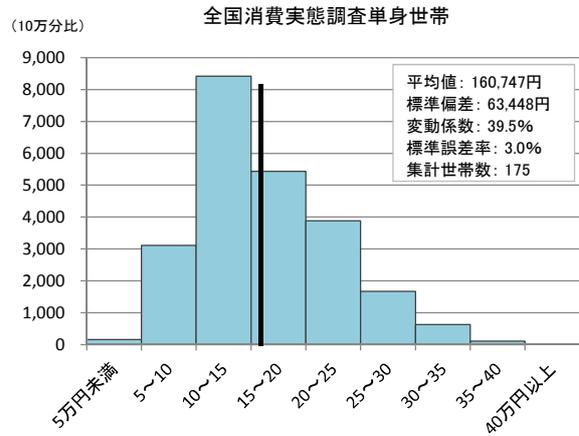
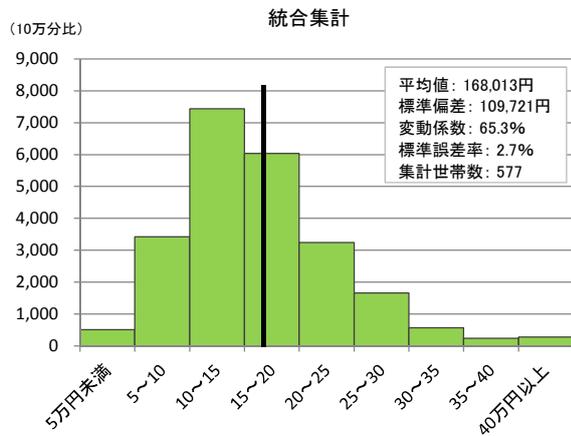
付2 平成26年全国消費実態調査単身世帯及び平成26年全国単身世帯収支実態調査の
抽出・推定方法の概要

	全国消費実態調査単身世帯	全国単身世帯収支実態調査
抽出方法	二人以上の世帯の抽出に用いた調査単位区から、4,696世帯を抽出（各単位区から1世帯を抽出） なお、代替世帯は同一の性別から抽出	国勢調査に基づく単身世帯数を用いて、「都道府県×市部・郡部」及び「地方10区分×男女×年齢階級5区分」別の比例割当方式により2,000世帯を配分し、モニターを募集
推定方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県の大都市と大都市以外の地域に分けて、調整済調整係数を作成 ② 労働力調査の地方、男女、年齢階級別の単身世帯数を用いて、分布補正係数を作成 ③ ①×②で作成した係数を集計用乗率として結果を推定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方10区分×男女×年齢階級5区分別に、調整済調整係数を作成 ② 労働力調査の地方、男女、年齢階級別の単身世帯数を用いて、分布補正係数を作成 ③ ①×②で作成した係数を集計用乗率として結果を推定

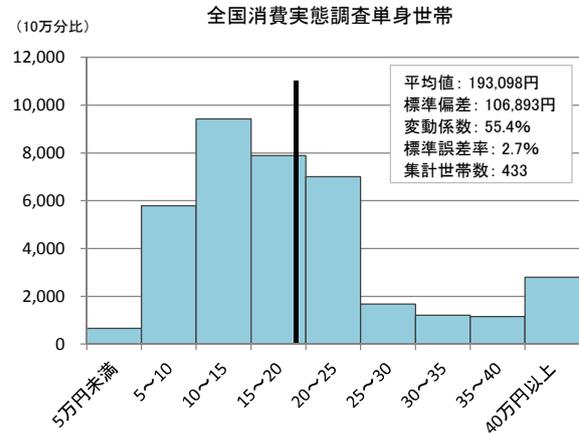
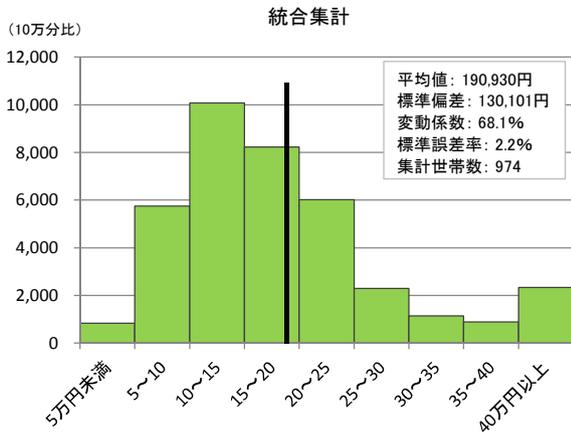
付3 男女, 年齢階級, 消費支出金額階級別世帯分布

男性

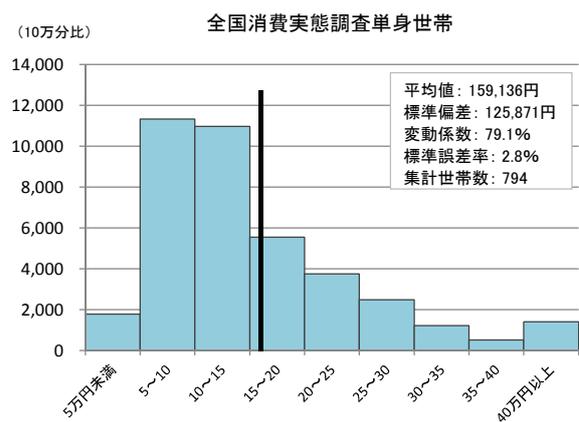
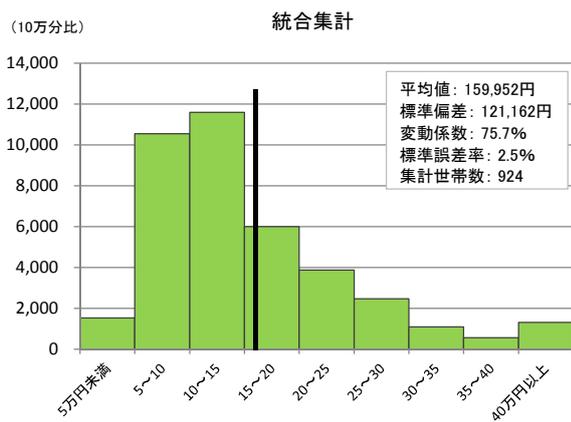
35歳未満



35～59歳



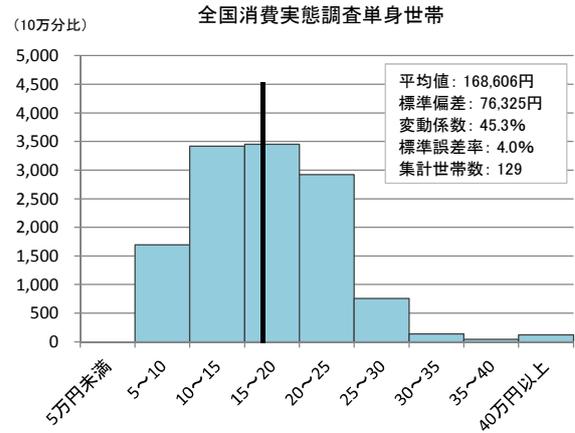
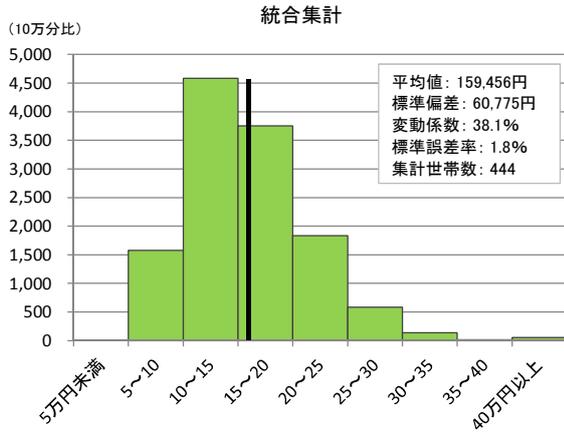
60歳以上



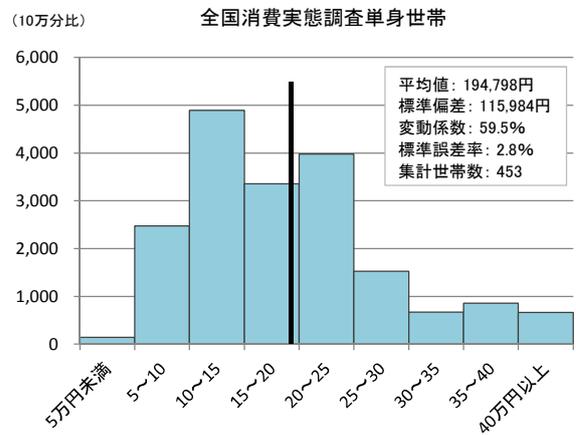
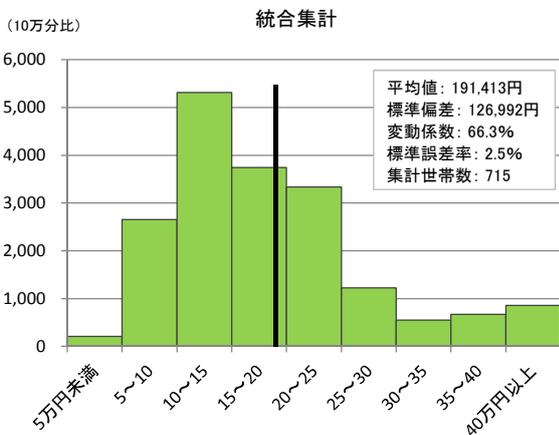
※男性総数=100,000

女性

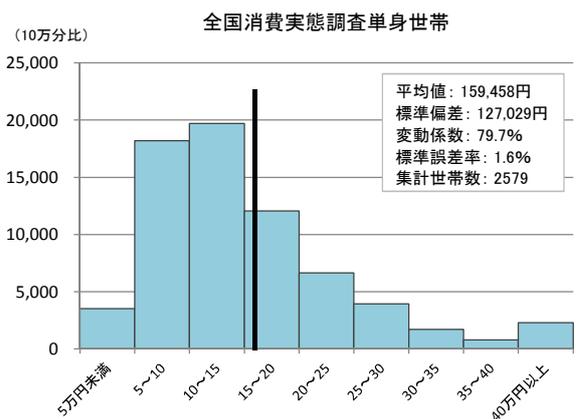
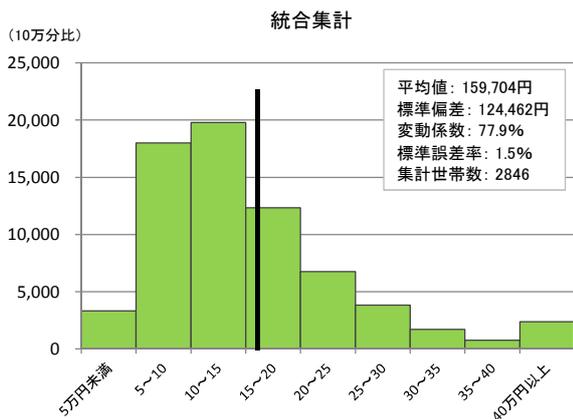
35歳未満



35～59歳



60歳以上



※女性総数=100,000

【式】

$$\text{標準偏差} = \sqrt{\frac{\text{偏差の二乗の和}}{\text{世帯数分布 (抽出率調整)}}}$$

$$\text{変動係数} = \frac{\text{標準偏差}}{\text{平均値}} \times 100$$

$$\text{標準誤差率} = \frac{\text{変動係数}}{\sqrt{\text{集計世帯数}}}$$

「単身世帯の結果精度向上」に対する主な意見

- より社会実態に即した調査となることから、評価できる。(地方公共団体)
- 近年の単身世帯の増加は顕著であり、サンプルサイズにもその比率が反映されるべきである。(地方公共団体)
- 単身世帯のサンプルサイズ拡大が二人以上の世帯のサンプルサイズ縮小を上回らないようにして、全体のサンプル数が前回調査以下になるようにしていただきたい。(地方公共団体)
- 調査員負担が増大しないようにするため、単身世帯の増加は、モニター調査(全国単身世帯収支実態調査)の拡大で対応すべき。(地方公共団体)
- 単身世帯について、全国単身世帯収支実態調査(モニター調査)と補正・統合することが結果に与える影響について、慎重に検討してほしい。(内閣府)
- 全国一律に単身調査世帯の割合を上げることは慎重にした方がよいと考える。各調査区の世帯構造はばらばらであり、国全体の世帯構造に厳密に比して標本設計を行った場合、調査世帯が決まらず、指定された期間に調査を実施すること自体が困難となることが予想される。また、単身世帯は二人以上の世帯に比べ、訪問時に不在であるケースが多い傾向がある。(地方公共団体)
- 単身世帯・学生世帯は他の調査でも面会が困難であったり、調査拒否が多くみられる傾向があり、サンプルサイズの拡大を単に行うのではなく協力をいただくための手法等の研究も併せて検討する必要があると考える。(地方公共団体)

相対的貧困率等に関する調査分析結果について

平成 27 年 12 月 18 日

内 閣 府
総 務 省
厚 生 労 働 省

(1) 調査分析の趣旨

- 格差の議論で用いられる指標の一つとして相対的貧困率があり、政府統計のうち相対的貧困率を算出している調査としては、総務省「全国消費実態調査」と厚生労働省「国民生活基礎調査」がある。
- 格差に関する議論が高まっている中で、相対的貧困率が上昇している要因、両調査のサンプルの特徴、相対的貧困世帯の特徴、両調査で世帯属性ごとのサンプルのシェアを合わせた時の相対的貧困率について調査分析を行った。

(2) 調査分析・ヒアリングの結果

①相対的貧困率の現状（参考 1）

- 相対的貧困率は、総務省「全国消費実態調査」（2009 年）では 10.1%、厚生労働省「国民生活基礎調査」（2012 年）では 16.1%。
- 世帯主年齢別にみると、両調査とも、30 歳未満と 65 歳以上で相対的貧困率が高い。また、各年齢区分についてみると、いずれも国民生活基礎調査の方が全国消費実態調査より高くなっている。
- 世帯類型別にみると、両調査とも、単身世帯や大人 1 人と子どもの世帯で相対的貧困率が高い。各世帯類型区分についてみると、大人 1 人と子どもの世帯以外では、国民生活基礎調査の方が全国消費実態調査より高くなっている。

②相対的貧困率の上昇要因（約 10 年間の変化、参考 2）

- 世帯主年齢別にみると、65 歳以上は全体の相対的貧困率の押し上げに寄与する一方、30 歳未満は全体の相対的貧困率の押し下げに寄与。
- 世帯類型別にみると、単身世帯、大人 1 人と子どもの世帯、2 人以上の大人のみ世帯は全体の相対的貧困率の押し上げに寄与する一方、大人 2 人以上と子どもの世帯は全体の相対的貧困率の押し下げに寄与。単身世帯については、65 歳以上の高齢者が相対的貧困率の上昇に寄与。また、2 人以上の大人のみ世帯についても、65 歳以上の高齢者のシェアの増加が影響している可能性。

③世帯属性ごとのサンプルの分布（両調査の比較、参考3）

○全国消費実態調査は、相対的に40歳未満の世帯や単身世帯が多いなどの特徴がある。

○国民生活基礎調査は、高齢者世帯や郡部・町村居住者が多いなどの特徴がある。

④相対的貧困世帯の特徴（全世帯との比較、参考4）

○相対的貧困世帯の特徴としては以下のとおり。

- ・世帯主年齢別では、高齢者が多い（全国消費実態調査では60歳以上、国民生活基礎調査では70歳以上）
- ・世帯類型別では、両調査とも、単身世帯と一人親世帯が多く、夫婦のみ世帯、夫婦と子どものみ世帯が少ない
- ・国民生活基礎調査において、郡部・町村居住者が多い

⑤世帯属性ごとのサンプルのシェアを合わせた時の相対的貧困率（参考5）

○それぞれの調査を他方の調査のサンプルのシェアに合わせ、相対的貧困率を算出した結果は以下のとおりとなり、相対的貧困率に大きな変化はなかった。

- ・世帯主年齢別について、全国消費実態調査は、0.4%ポイント（10.1%→10.5%）上昇、国民生活基礎調査は、0.4%ポイント（16.1%→15.7%）低下
- ・世帯類型別について、全国消費実態調査は、0.1%ポイント（10.1%→10.0%）低下、国民生活基礎調査は、0.2%ポイント（16.1%→15.9%）低下

※上記の数値について、全国消費実態調査は2009年、国民生活基礎調査は2012年の数値を用いている。

⑥有識者の見方（参考6）

○相対的貧困率に関する調査分析に加え、両調査の相対的貧困率に差が生じうる要因や調査の利用方法等について、有識者からヒアリングを行った。

<有識者（五十音順、敬称略）>

宇南山卓（一橋大学准教授）、大竹文雄（大阪大学教授）、小塩隆士（一橋大学教授）、西郷浩（早稲田大学教授）、白波瀬佐和子（東京大学教授）

○両調査における相対的貧困率の評価としては、主として、

- ・両調査の相対的貧困率については、どちらの水準が正しくてどちらの水準が正しくないとはいえない。調査が異なれば調査方法や調査対象などが異なるため、そうした点を調整することは難しい。両調査で水準は異なるが、変化の方向が同じであることを踏まえ、両調査をもとに貧困率の傾向をみることでよい
- ・相対的貧困率の程度を判断する上で、国際比較は1つの方法であるが、その結果の解釈には注意を要する。なぜなら、国によって社会経済的環境や生活水準、人口構造等が異

なり、貧困線のもつ意味が異なるからである

- ・両調査の結果をもとに統一された加工統計を作成することで、正しい相対的貧困率が導かれるかは不明（両調査には、調査時期、無回答の扱いなどの違いがあるため）等の意見があった。

○また、有識者より指摘された統計技術上の違いと相対的貧困率への影響としては、主として、

- ・両調査における相対的貧困率の違いについては、①回収率、②調査系統、③対象母集団、④標本の復元・補正方法の違いといった統計技術的な点が影響している可能性が考えられる
- ・両調査における貧困線の水準に大きな違いがない中、150万円未満の所得で生活する65歳未満の2人以上世帯の割合の違いなどが貧困率の差につながっている可能性が考えられる

等の意見があった。

（3）まとめ

①調査分析結果から明らかとなった点

○両調査の相対的貧困率を世帯主年齢別、世帯類型別に比較すると、ほとんど全ての区分で国民生活基礎調査の相対的貧困率が全国消費実態調査に比べて高くなっている。また、世帯主年齢別、世帯類型別にそれぞれの調査を他方の調査のサンプルのシェアに合わせて相対的貧困率を算出しても大きな変化は見られなかった。

○過去10年における相対的貧困率の上昇要因（両調査で共通して確認できた事項）

- ・相対的貧困率が相対的に高い65歳以上の世帯や単身世帯（主に単身高齢者世帯）、大人1人と子どもの世帯のシェアが増加
- ・2人以上の大人のみ在世帯についても、相対的貧困率の押し上げに寄与（65歳以上のシェアの増加が影響している可能性）

○相対的貧困世帯の特徴（両調査で共通して確認できた事項）

- ・全世帯と比較して貧困世帯に多く分布しているのは、①高齢者世帯、②一人親世帯、③単身世帯、などの属性

○両調査のサンプル分布の違い

- ・全国消費実態調査は、相対的に40歳未満の世帯や単身世帯が多く、国民生活基礎調査は、高齢者世帯や郡部・町村居住者が多い
- ・総じてみると、全国消費実態調査で収入の低いサンプルが少なく、国民生活基礎調査で収入が低いサンプルが多い

②まとめ

- 両調査の相対的貧困率の違いについては、回収率や調査系統の違いなど統計技術的な点が影響している可能性がある。それぞれの調査の目的や統計的特性等に留意しつつ、相対的貧困率の傾向をみる必要がある。
- 全国消費実態調査や国民生活基礎調査は、それぞれ「家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得分布等の基礎資料を得ること」「保健、医療、福祉、年金等の国民生活の基礎的事項を調査すること」との固有の目的をもって行われているものである。このため、両調査を統一して相対的貧困率を一本化することについては、困難な課題が多い。
- 格差の問題については、相対的貧困率指標だけでなく、具体的な論点等に応じて、全国消費実態調査と国民生活基礎調査を含む様々な指標を用いて総合的にみていくことが必要。
- 引き続き全国消費実態調査と国民生活基礎調査を基に相対的貧困率の傾向をみていく上で、両調査を改善していくため、以下の取組を進める。
 - ・全国消費実態調査：年齢階級などによる補正を行うなど、更なる精度向上を図る。
 - ・国民生活基礎調査：不在等で調査票を配布・回収できない世帯に郵送回収を実施し、回収率の向上を図る。

全国消費実態調査と国民生活基礎調査の概要

<全国消費実態調査>

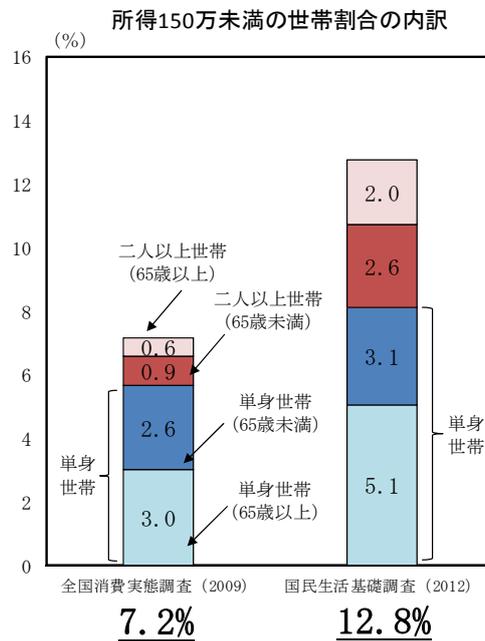
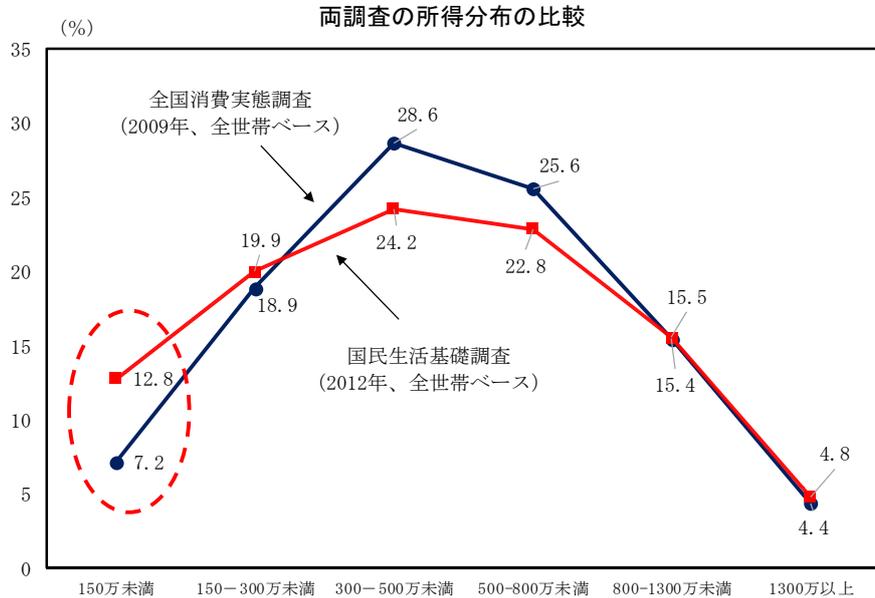
- 調査主体：総務省
- 調査目的：家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得る。
- 調査票：家計簿A、家計簿B、耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票、世帯票を記入。
- 調査客体：全国すべての市町村から4367調査単位区（1調査単位区は平成17年国勢調査の隣接する2調査区）を選定、各調査単位区から12世帯を無作為抽出し、全国で52404世帯を抽出。
- 調査客体数：57,000世帯（うち単身世帯4,400世帯）。
- 集計客体数：集計客体数は55089世帯（2009年調査）。回収率は97%。
- 調査対象外世帯：病院に入院している者や社会施設に入所している者などは調査対象外。単身世帯については学生も対象外。
- 所得の調査方法：前年12月から調査年11月までの過去1年分の所得を調査。
- 調査系統：都道府県が任命した調査員が調査対象世帯に調査を実施。調査世帯が記入の上、調査員が回収。ただし、調査員が調査票を回収する際に内容の確認を行っている。
- 実施頻度：5年に1回。

<国民生活基礎調査>

- 調査主体：厚生労働省
- 調査目的：保健、医療、福祉、年金、所得など、国民生活の基礎的事項を調査する。
- 調査票：世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票を記入。
- 調査客体：所得票については、国勢調査区から層化無作為抽出した2000単位区内のすべての世帯を調査客体としている。
- 調査客体数：36,000世帯。
- 集計客体数：集計客体数は26387世帯（2013年調査）。回収率は72%。
- 調査対象外世帯：病院に入院している者や社会施設に入所している者などは調査対象外。
- 所得の調査方法：調査前年1月から12月までの1年分の所得を調査。
- 調査系統：福祉事務所を通じて、都道府県等が任命した調査員が調査対象世帯に調査を実施。調査世帯が記入の上、調査員が回収。ただし、調査員が調査票を回収する際に内容の確認を行っている。
- 実施頻度：3年に1回。

両調査の所得分布の比較

○両調査の所得分布を比較すると、所得150万円未満の世帯割合は、国民生活基礎調査では12.8%、全国消費実態調査では7.2%。

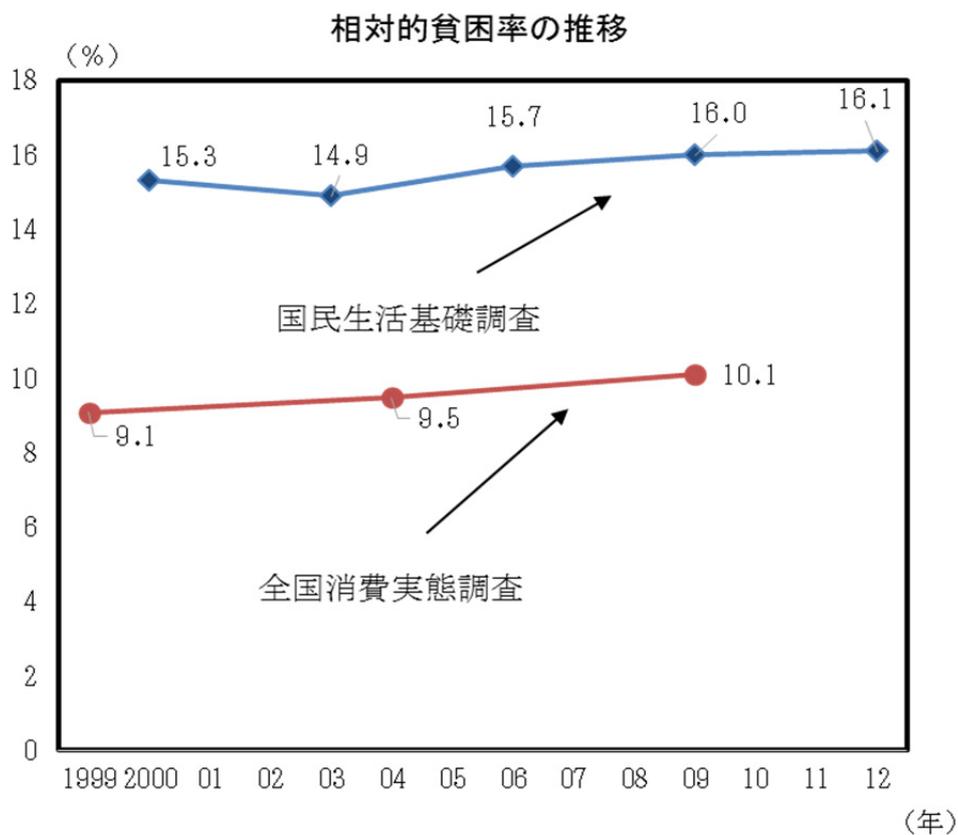


- (備考) 1. 両調査の所得分布は、両調査の個票を用いて内閣府が独自に集計したもの。
2. 両調査の所得は、ともに世帯の年収ベース（年金等も含む）。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付：（直通）03(6257)1569（内線 32535）
 総務省統計局統計調査部：（直通）03(5273)1173（内線 34830）
 厚生労働省大臣官房統計情報部：（直通）03(3595)2974（内線 7569）
 厚生労働省政策統括官（社会保障担当）付：（直通）03(3595)2159（内線 7710）

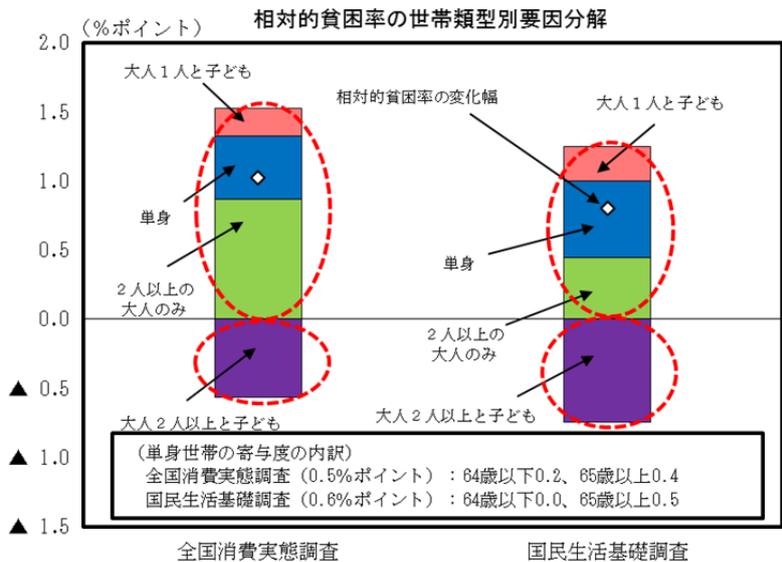
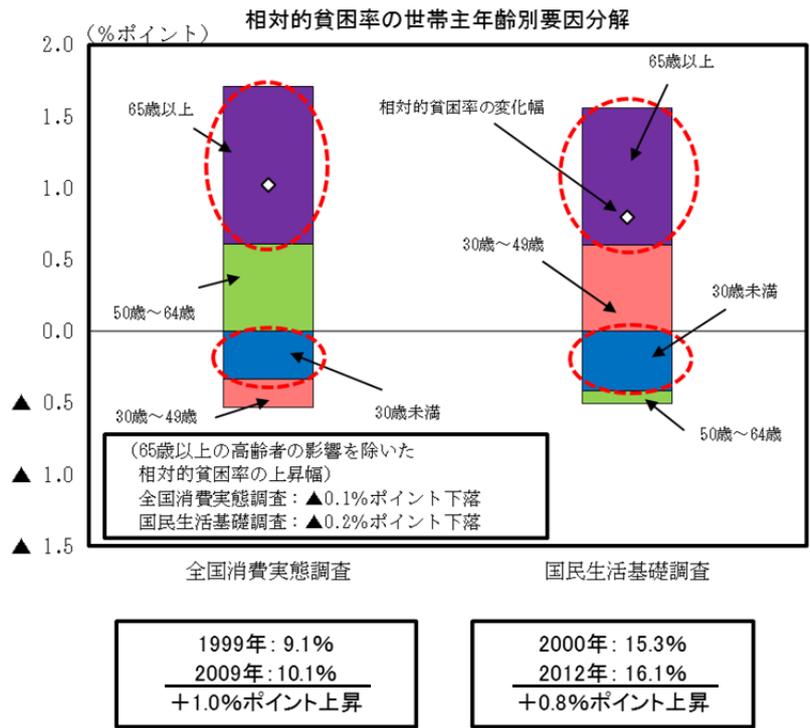
(参考1) 相対的貧困率の現状



		全国消費実態調査		国民生活基礎調査	
世帯主年齢別	30歳未満	15.6	(15.2)	27.8	(27.8)
	30～49歳	7.7	(7.1)	14.4	(11.8)
	50～64歳	9.6	(7.7)	14.2	(12.9)
	65歳以上	13.7	(15.0)	18.0	(20.9)
世帯類型別	単身	21.6	(21.5)	34.7	(36.2)
	大人1人と子ども	62.0	(62.7)	54.6	(58.3)
	2人以上の大人のみ	8.3	(7.2)	13.7	(14.0)
	大人2人以上と子ども	7.5	(7.5)	12.3	(12.2)
総数		10.1	(9.1)	16.1	(15.3)

- (備考) 1. 相対的貧困率とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。なお、貧困線とは、等価可処分所得(※)の中央値の半分の額をいう。
 (※) 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。
2. 属性別の相対的貧困率は、世帯人員ベース。全国消費実態調査の貧困線は135万円（2009年）、国民生活基礎調査の貧困線は122万円（2012年）。
3. 全国消費実態調査の属性別の相対的貧困率は、結果表の数値を加工して算出。国民生活基礎調査の属性別の相対的貧困率は、全国消費実態調査との比較のため、通常厚生労働省が公表している集計とは異なった区分を用いている。
4. 世帯類型の区分について、18歳未満の子どもに限って「子ども」と定義している。
5. 括弧内の数値について、全国消費実態調査は1999年、国民生活基礎調査は2000年の相対的貧困率。

(参考2) 相対的貧困率の上昇要因 (約10年間の変化)

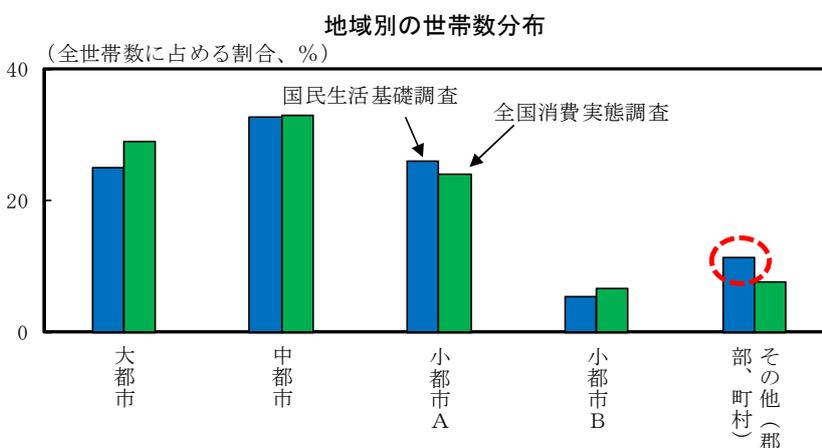
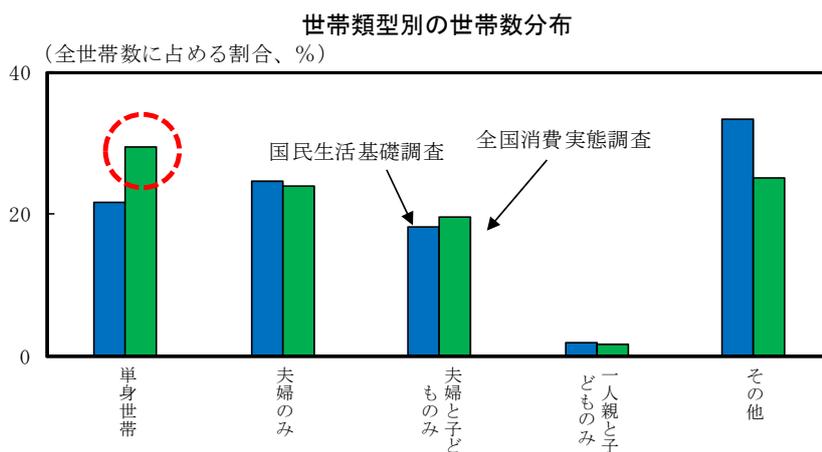
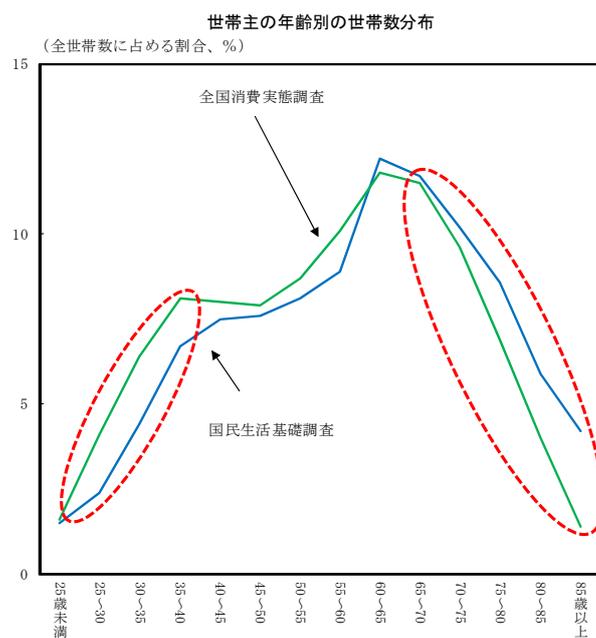


- (備考) 1. 相対的貧困率の要因分解において用いている属性別の相対的貧困率は、世帯人員ベース。
 2. 全国消費実態調査の属性別の相対的貧困率は、結果表の数値を加工して算出。国民生活基礎調査の属性別の相対的貧困率は、全国消費実態調査との比較のため、通常厚生労働省が公表している集計とは異なった区分を用いている。
 3. 世帯類型の区分について、18歳未満の子どもに限って「子ども」と定義している。
 4. 交絡項が存在するため、寄与度の合計は相対的貧困率の変化幅と厳密には一致しない。
 5. 2人以上の大人のみ世帯に含まれる「夫婦のみ世帯」をみると、両調査ともに「世帯主年齢が65歳以上の夫婦のみ世帯」の全世帯に占めるシェアが増加している。
 [全国消費実態調査: 13.8% (9.9%)、国民生活基礎調査: 15.0% (11.6%) ※()内は10年前]

計数表

年	項目	総数	世帯主年齢別				世帯類型別			
			世帯主 30歳未満	世帯主 30～49歳	世帯主 50～64歳	世帯主 65歳以上	単身世帯	大人1人と子ども の世帯	2人以上の大人 のみの世帯	大人2人以上と 子どもの世帯
国民生活基礎調査										
2000	シェア	100.0	4.3	34.6	34.8	26.3	6.4	1.2	47.8	44.5
	相対的貧困率	15.3	27.8	11.8	12.9	20.9	36.2	58.3	14.0	12.2
2012	シェア	100.0	2.8	32.1	30.6	34.5	8.2	1.7	52.0	38.0
	相対的貧困率	16.1	27.8	14.4	14.2	18.0	34.7	54.6	13.7	12.3
寄与度(2000～2012)	シェア要因	0.5	-0.4	-0.3	-0.5	1.7	0.7	0.3	0.6	-0.8
	貧困率要因	0.6	0.0	0.9	0.5	-0.8	-0.1	0.0	-0.1	0.0
全国消費実態調査										
1999	シェア	100.0	5.9	44.9	32.5	16.8	9.2	0.8	41.4	48.7
	相対的貧困率	9.1	15.2	7.1	7.7	15.0	21.5	62.7	7.2	7.5
2009	シェア	100.0	3.5	38.4	32.5	25.6	11.3	1.1	46.8	40.8
	相対的貧困率	10.1	15.6	7.7	9.6	13.7	21.6	62.0	8.3	7.5
寄与度(1999～2009)	シェア要因	0.5	-0.4	-0.5	0.0	1.3	0.5	0.2	0.4	-0.6
	貧困率要因	0.7	0.0	0.3	0.6	-0.2	0.0	0.0	0.5	0.0

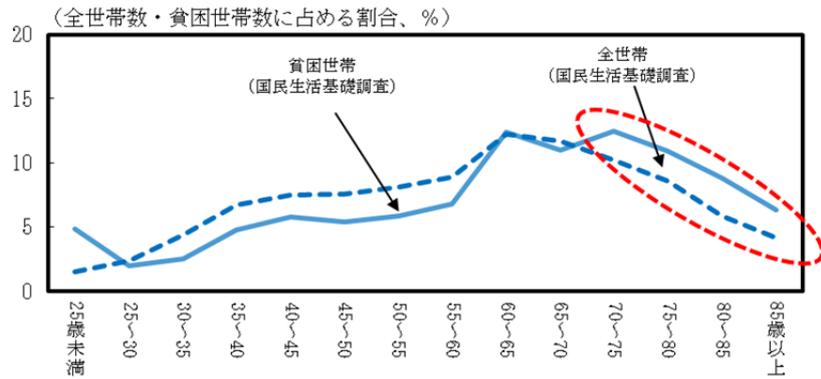
(参考3) 世帯属性ごとのサンプルの分布 (両調査の比較)



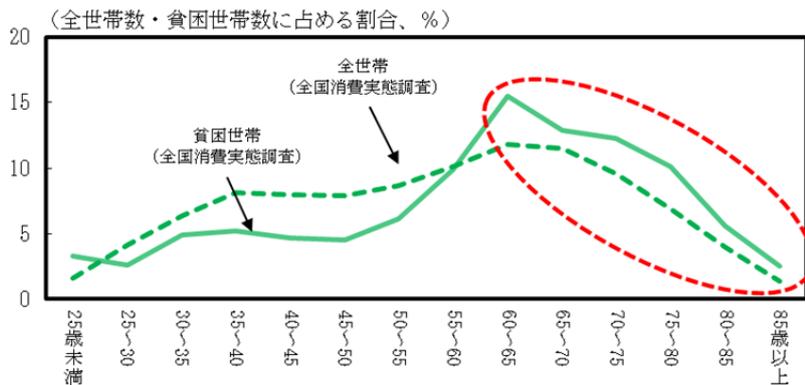
- (備考) 1. 世帯タイプの区分について、18歳未満の子どもに限って「子ども」と定義している。
 2. 都市区分については、東京特別区及び政令指定都市を大都市。人口15万以上を中都市、人口5万以上~15万未満を小都市A、人口5万未満を小都市Bとしている。

(参考4) 相対的貧困世帯の特徴 (全世帯との比較)

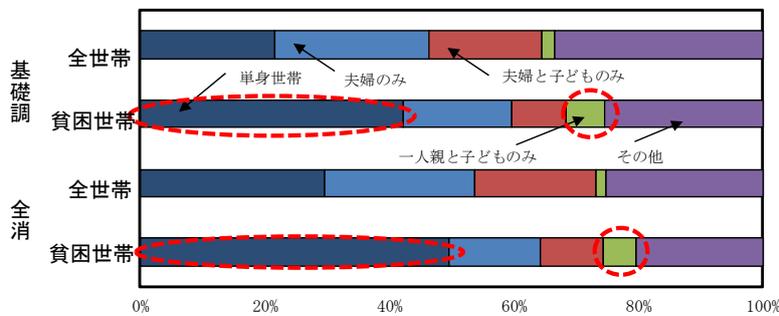
世帯主の年齢別の貧困世帯数分布(全世帯との比較)



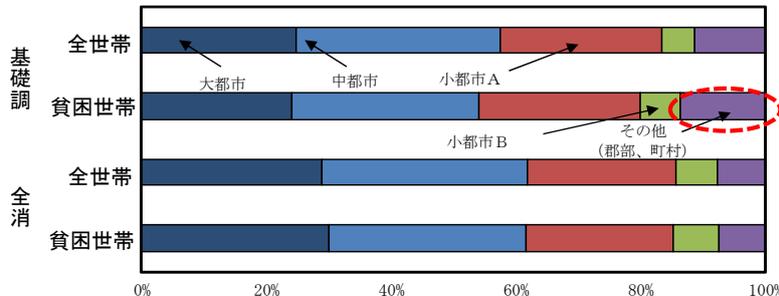
世帯主の年齢別の貧困世帯数分布(全世帯との比較)



世帯類型別の貧困世帯数分布(全世帯との比較)



地域別の貧困世帯数分布(全世帯との比較)



- (備考) 1. 世帯類型の区分について、18歳未満の子どもに限って「子ども」と定義している。
 2. 都市区分については、東京特別区及び政令指定都市を大都市。人口15万以上を中都市、人口5万以上～15万未満を小都市A、人口5万未満を小都市Bとしている。

(参考5) 世帯属性ごとのサンプルのシェアを合わせた時の相対的貧困率

全国消費実態調査

年	実際の相対的貧困率	他方の調査の世帯属性ごとのサンプルのシェアに合わせた時の相対的貧困率	
		世帯主年齢	世帯類型
1999年	9.1	9.7	8.9
2009年	10.1	10.5	10.0

国民生活基礎調査

年	実際の相対的貧困率	他方の調査の世帯属性ごとのサンプルのシェアに合わせた時の相対的貧困率	
		世帯主年齢	世帯類型
2000年	15.3	14.6	15.5
2012年	16.1	15.7	15.9

(備考) それぞれの値は、一定の仮定に基づき算出しているため、幅をもってみる必要がある。

(参考6) 有識者の見方

<有識者より指摘された統計技術上の違いと相対的貧困率への影響>

	国民生活基礎調査 (厚生労働省)	全国消費実態調査 (総務省)	相対的貧困率への影響等
①回収率の違い	標本の代替なし。 【2013年調査:回収率72%】	標本の代替を実施(やむをえない理由で調査が実施できなかった場合には、同じ調査単位区から別の世帯を抽出)。 【2009年調査:回収率97%】	・標本の代替が、両調査における相対的貧困率の差を広げるのか、縮めるのかどちらに作用するかは明らかではないが、全国消費実態調査では、標本の代替により、中間所得層が増加する可能性もある。
②調査系統の違い	福祉事務所を通じて、都道府県等が任命した調査員が調査対象世帯に調査を実施。	都道府県が任命した調査員が調査対象世帯に調査を実施。	国民生活基礎調査では、調査系統に生活保護等の福祉要件を管理する福祉事務所が入ることにより、低所得者にとって、 1)福祉の受給を維持できるような低所得で回答したい、 2)日頃から関わりのある福祉事務所からの調査依頼には協力したい、 というバイアスが発生する可能性がある。全国消費実態調査にはこうした可能性が小さい。
③対象母集団の違い	例えば、単身世帯の学生は調査対象。	単身世帯の学生は調査対象外。	大きな影響があるとは思われない。
④標本の復元(推計)・補正方法の違い	(復元(推計)方法)都道府県・指定都市ごとに国勢調査地区数をベースに拡大乗数を乗じて推計。 (補正方法)標本補正無し。	(復元方法)二人以上の世帯と単身世帯を分けて、それぞれの地域ごとに国勢調査をベースに世帯数を復元。 (補正方法)二人以上の世帯は世帯人員別の世帯分布、単身世帯は男女・年齢階級別の世帯分布について、直近の労働力調査の結果を用いて補正。	全国消費実態調査では、二人以上の世帯と単身世帯を分けて抽出し、それぞれ復元・補正を行った後、1つにまとめるなどプロセスが緻密。

標準誤差率試算（全国・全世帯）～二人以上の世帯～

単位：%

	9月	10月	11月	9～11月	9,000世帯減 ^{※1}	従来との差	9,000世帯減& 2か月(9,10月 ^{※2})	従来との差
消費支出	0.61	0.62	0.56	0.47	0.51	0.04	0.57	0.10
食料	0.35	0.34	0.35	0.32	0.35	0.03	0.36	0.04
住居	3.60	4.01	3.31	2.34	2.55	0.21	3.12	0.78
光熱・水道	0.50	0.49	0.48	0.36	0.39	0.03	0.39	0.03
家具・家事用品	2.13	1.75	1.60	1.17	1.28	0.11	1.58	0.41
被服及び履物	1.55	1.36	1.54	1.07	1.17	0.10	1.26	0.19
保健医療	1.89	1.58	1.68	1.14	1.24	0.10	1.45	0.31
交通・通信	1.99	1.95	1.71	1.16	1.27	0.11	1.56	0.40
教育	3.07	3.06	3.27	2.06	2.25	0.19	2.52	0.46
教養娯楽	1.20	1.08	1.04	0.82	0.90	0.08	1.00	0.18
他の消費支出	1.20	1.22	1.10	0.89	0.97	0.08	1.08	0.19
(再掲) 経常消費	0.45	0.43	0.39	0.37	0.40	0.03	0.43	0.06

※1 簡易な試算 ⇒ 基の誤差率÷√(47,000/56,000)

※2 誤差率が高い9,10月を基に試算

※3 平成21年全国消費実態調査研究会資料(16年全消結果)を基に加工

				26年	38,000世帯増 ^{※1}	従来との差
年間収入	-	-	-	0.5	0.4	-0.1
資産総額(金融+実物) (純資産)	-	-	-	1.4	1.1	-0.3

※1 簡易な試算 ⇒ 基の誤差率÷√(94,000/56,000)

標準誤差率試算（全国・全世帯）～二人以上の世帯～

消費支出の標準誤差率

単位：%

	9,10月	10,11月	9～11月	9,000世帯減 ^{※1}	従来との差	9,000世帯減& 2か月(9,10月) ^{※2}	従来との差
01 北海道	2.12	2.01	1.94	2.12	0.18	2.31	0.37
02 青森県	4.88	4.58	4.42	4.82	0.40	5.33	0.91
03 岩手県	4.26	4.01	3.86	4.21	0.35	4.65	0.79
04 宮城県	4.18	4.12	3.76	4.10	0.34	4.56	0.80
05 秋田県	4.40	4.01	3.98	4.34	0.36	4.80	0.82
06 山形県	3.60	3.34	3.24	3.54	0.30	3.93	0.69
07 福島県	3.45	3.18	3.11	3.39	0.28	3.77	0.66
08 茨城県	2.96	2.91	2.69	2.94	0.25	3.23	0.54
09 栃木県	3.54	3.50	3.26	3.56	0.30	3.86	0.60
10 群馬県	4.02	3.82	3.60	3.93	0.33	4.39	0.79
11 埼玉県	1.87	1.77	1.69	1.84	0.15	2.04	0.35
12 千葉県	2.02	1.91	1.80	1.96	0.16	2.20	0.40
13 東京都	2.38	2.34	2.15	2.35	0.20	2.60	0.45
14 神奈川県	2.03	2.01	1.84	2.01	0.17	2.22	0.38
15 新潟県	3.95	3.67	3.46	3.78	0.32	4.31	0.85
16 富山県	4.76	4.27	4.06	4.43	0.37	5.20	1.14
17 石川県	4.58	4.24	3.95	4.31	0.36	5.00	1.05
18 福井県	4.21	3.90	3.68	4.02	0.34	4.60	0.92
19 山梨県	4.87	4.67	4.38	4.78	0.40	5.32	0.94
20 長野県	3.68	3.41	3.30	3.60	0.30	4.02	0.72
21 岐阜県	3.68	3.48	3.32	3.62	0.30	4.02	0.70
22 静岡県	2.85	2.72	2.56	2.79	0.23	3.11	0.55
23 愛知県	2.11	1.91	1.88	2.05	0.17	2.30	0.42
24 三重県	3.83	3.53	3.41	3.72	0.31	4.18	0.77
25 滋賀県	4.21	3.70	3.62	3.95	0.33	4.60	0.98
26 京都府	4.00	3.94	3.64	3.97	0.33	4.37	0.73
27 大阪府	2.15	2.10	1.94	2.12	0.18	2.35	0.41
28 兵庫県	2.51	2.44	2.28	2.49	0.21	2.74	0.46
29 奈良県	4.28	3.71	3.67	4.01	0.34	4.67	1.00
30 和歌山県	4.64	4.53	4.20	4.58	0.38	5.06	0.86
31 鳥取県	3.84	3.87	3.55	3.88	0.33	4.19	0.64
32 島根県	4.12	4.14	3.77	4.12	0.35	4.50	0.73
33 岡山県	3.54	3.58	3.21	3.50	0.29	3.86	0.65
34 広島県	3.11	2.99	2.82	3.08	0.26	3.39	0.57
35 山口県	3.54	3.59	3.28	3.58	0.30	3.86	0.58
36 徳島県	5.08	4.36	4.34	4.74	0.40	5.55	1.21
37 香川県	4.26	3.80	3.73	4.07	0.34	4.65	0.92
38 愛媛県	4.76	4.23	4.11	4.49	0.38	5.20	1.09
39 高知県	4.93	4.38	4.26	4.65	0.39	5.38	1.12
40 福岡県	2.48	2.60	2.35	2.57	0.22	2.71	0.36
41 佐賀県	4.26	4.33	4.02	4.39	0.37	4.65	0.63
42 長崎県	4.15	4.21	3.94	4.30	0.36	4.53	0.59
43 熊本県	4.18	4.22	3.93	4.29	0.36	4.56	0.63
44 大分県	4.01	3.92	3.72	4.06	0.34	4.38	0.66
45 宮崎県	4.24	4.15	3.93	4.29	0.36	4.63	0.70
46 鹿児島県	4.25	4.36	4.08	4.45	0.37	4.64	0.56
47 沖縄県	4.40	3.63	3.92	4.28	0.36	4.80	0.88

※1 簡易な試算 ⇒ 基の誤差率÷√(47,000/56,000)

※2 誤差率が高い9,10月を基に試算

※3 平成21年全国消費実態調査研究会資料（16年全消結果）を基に加工

標準誤差率試算（全国・全世帯）～二人以上の世帯～

年間収入の標準誤差率



単位：%

			26年	38,000世帯増*1	従来との差
01	北海道	-	2.3	1.8	-
02	青森県	-	3.6	2.8	-
03	岩手県	-	3.0	2.3	-
04	宮城県	-	2.8	2.2	-
05	秋田県	-	3.2	2.5	-
06	山形県	-	2.7	2.1	-
07	福島県	-	2.8	2.2	-
08	茨城県	-	2.3	1.8	-
09	栃木県	-	3.1	2.4	-
10	群馬県	-	3.1	2.4	-
11	埼玉県	-	1.8	1.4	-
12	千葉県	-	1.8	1.4	-
13	東京都	-	2.4	1.9	-
14	神奈川県	-	2.3	1.8	-
15	新潟県	-	2.2	1.7	-
16	富山県	-	2.5	1.9	-
17	石川県	-	2.6	2.0	-
18	福井県	-	2.4	1.9	-
19	山梨県	-	3.0	2.3	-
20	長野県	-	3.0	2.3	-
21	岐阜県	-	2.3	1.8	-
22	静岡県	-	2.1	1.6	-
23	愛知県	-	1.7	1.3	-
24	三重県	-	2.4	1.9	-
25	滋賀県	-	2.8	2.2	-
26	京都府	-	3.4	2.6	-
27	大阪府	-	1.9	1.5	-
28	兵庫県	-	2.0	1.5	-
29	奈良県	-	3.0	2.3	-
30	和歌山県	-	3.1	2.4	-
31	鳥取県	-	2.6	2.0	-
32	島根県	-	2.5	1.9	-
33	岡山県	-	2.5	1.9	-
34	広島県	-	2.3	1.8	-
35	山口県	-	3.0	2.3	-
36	徳島県	-	2.8	2.2	-
37	香川県	-	2.7	2.1	-
38	愛媛県	-	3.0	2.3	-
39	高知県	-	3.1	2.4	-
40	福岡県	-	2.1	1.6	-
41	佐賀県	-	3.1	2.4	-
42	長崎県	-	3.6	2.8	-
43	熊本県	-	3.0	2.3	-
44	大分県	-	3.3	2.5	-
45	宮崎県	-	3.5	2.7	-
46	鹿児島県	-	3.5	2.7	-
47	沖縄県	-	3.5	2.7	-

※1 簡易な試算 ⇒ 基の誤差率÷√(94,000/56,000)

資産総額（金融+実物）（純資産）の標準誤差率
 県別集計結果無し

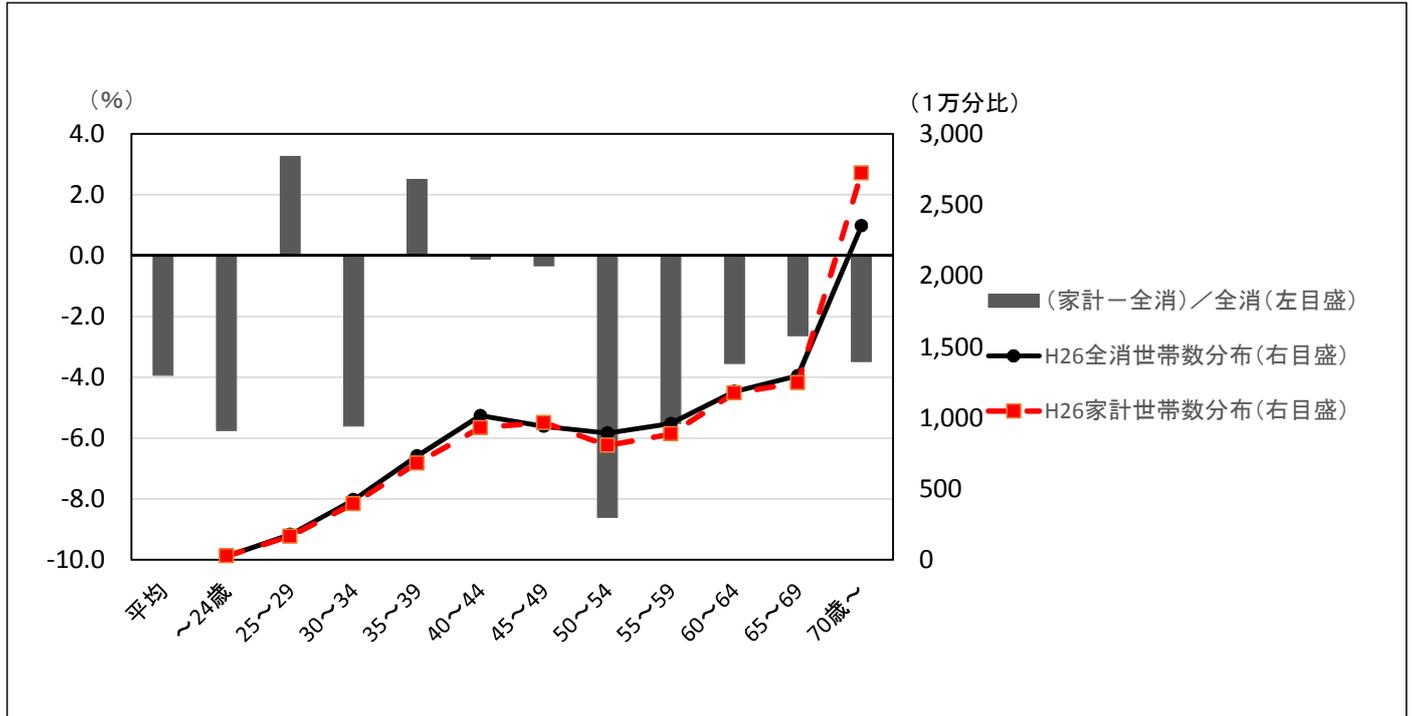
全国消費実態調査と家計調査の比較（二人以上の世帯）

※家計調査のデータは、全国消費実態調査と同じ年の9～11月の結果を単純平均して算出

収支項目	平成26年				
	全消	家計	(家計-全消) /全消 (%)	寄与度	誤差率 (全消) 2σ
世帯人員	3.03	3.03	0.0	—	0.4
有業人員	1.41	1.30	-8.0	—	0.8
世帯主の年齢	57.3	58.5	2.0	—	1.0
年間収入(万円)	635	609	-4.2	—	0.4
消費支出	292,882	281,359	-3.9	-3.9	0.8
食料	72,280	68,969	-4.6	-1.1	0.6
住居	17,660	16,368	-7.3	-0.4	4.2
光熱・水道	20,967	20,413	-2.6	-0.2	0.6
家具・家事用品	10,136	9,495	-6.3	-0.2	1.8
被服及び履物	11,864	11,759	-0.9	0.0	1.8
保健医療	12,907	13,197	2.2	0.1	1.8
交通・通信	45,136	43,606	-3.4	-0.5	2.0
教育	13,387	11,797	-11.9	-0.5	3.8
教養娯楽	29,196	27,823	-4.7	-0.5	1.6
その他の消費支出	59,350	57,933	-2.4	-0.5	1.6
(財・サービス区分)					
財・サービス支出計	262,136	254,987	-2.7	-2.7	0.8
商品(財)	145,469	146,128	0.5	0.3	0.8
耐久財	13,675	17,312	26.6	1.4	5.4
半耐久財	23,147	22,650	-2.1	-0.2	1.6
非耐久財	108,647	106,166	-2.3	-0.9	0.4
サービス	116,667	108,859	-6.7	-3.0	1.2

収支項目	平成21年				
	全消	家計	(家計-全消) /全消 (%)	寄与度	誤差率 (全消) 2σ
世帯人員	3.1	3.1	0.0	—	0.6
有業人員	1.43	1.37	-4.2	—	1.0
世帯主の年齢	55.4	56.0	1.1	—	0.4
年間収入(万円)	648	628	-3.2	—	1.0
消費支出	300,936	283,213	-5.9	-5.9	1.0
食料	69,298	67,425	-2.7	-0.6	0.6
住居	18,528	16,780	-9.4	-0.6	5.2
光熱・水道	19,140	18,405	-3.8	-0.2	0.6
家具・家事用品	9,531	9,707	1.8	0.1	2.0
被服及び履物	12,233	11,879	-2.9	-0.1	2.2
保健医療	13,414	13,676	2.0	0.1	2.2
交通・通信	43,968	37,839	-13.9	-2.0	2.8
教育	14,743	13,707	-7.0	-0.3	4.6
教養娯楽	32,262	30,432	-5.7	-0.6	2.0
その他の消費支出	67,820	63,364	-6.6	-1.5	1.8
(財・サービス区分)					
財・サービス支出計	262,129	250,638	-4.4	-4.4	1.0
商品(財)	145,551	140,413	-3.5	-2.0	1.0
耐久財	17,434	16,271	-6.7	-0.4	6.0
半耐久財	23,167	22,274	-3.9	-0.3	1.8
非耐久財	104,950	101,867	-2.9	-1.2	0.6
サービス	116,578	110,225	-5.4	-2.4	1.4

【平成26年】世帯主の年齢階級別



平成26年

世帯数分布

	平均	～24歳	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳～
全消	10,000	24	178	423	731	1,015	940	893	959	1,185	1,297	2,354
家計	10,000	27	166	395	681	930	966	805	886	1,175	1,246	2,724

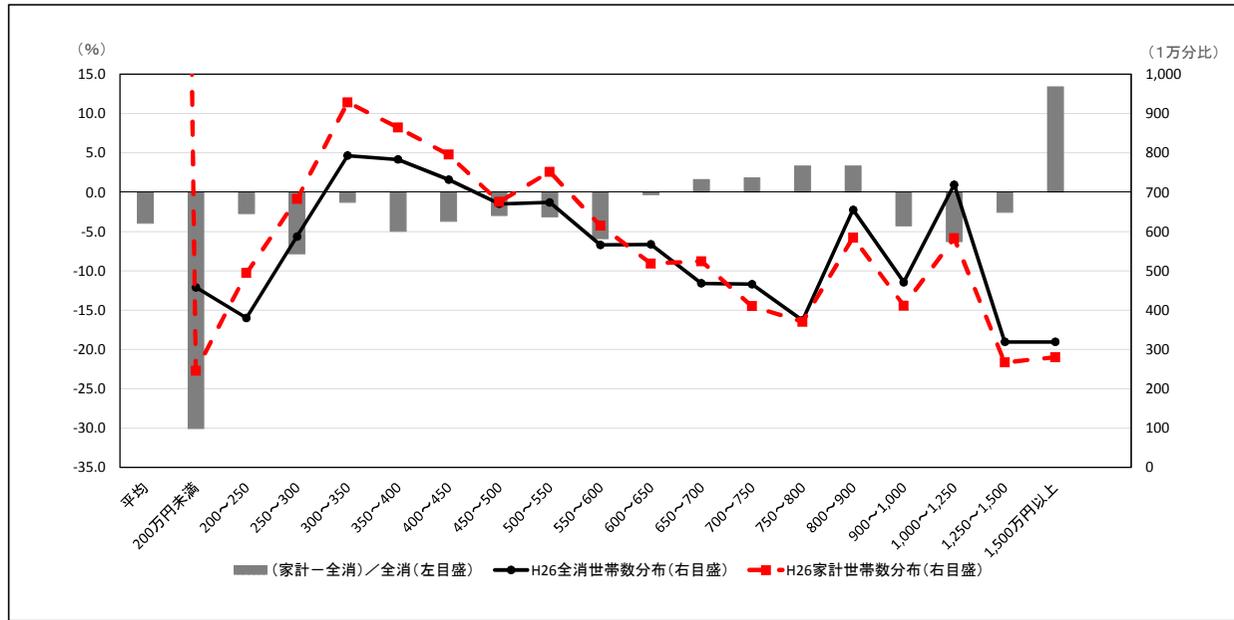
家計調査と全国消費実態調査の消費支出の差率

(家計-全消)/全消 (%)	平均	～24歳	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳～
消費支出	-3.9	-5.8	3.3	-5.6	2.5	-0.1	-0.3	-8.6	-5.5	-3.5	-2.6	-3.5
食料	-4.6	17.9	-10.9	-9.0	-2.4	-3.2	-2.6	-2.8	-7.7	-5.7	-1.9	-4.7
住居	-7.3	-29.1	15.7	-7.4	2.7	1.3	-13.7	-8.3	-3.1	0.0	-21.9	-10.3
光熱・水道	-2.6	-17.5	-3.0	-3.9	-2.7	-3.9	-7.2	-3.2	-2.3	-1.7	-1.7	-0.7
家具・家事用品	-6.3	-32.6	-15.2	45.6	6.1	-9.0	-7.7	-6.6	-9.2	-5.5	-3.7	-14.1
被服及び履物	-0.9	12.4	-8.1	-6.1	3.9	7.5	-1.5	-3.4	-1.5	-12.0	11.2	6.3
保健医療	2.2	17.5	-21.0	-10.2	-9.6	0.9	0.0	-0.8	15.4	3.2	1.5	1.8
交通・通信	-3.4	-21.5	54.5	-5.3	28.2	8.9	5.0	-12.5	-12.1	-0.8	-10.2	-7.7
教育	-11.9	-52.6	-19.4	-16.8	-4.4	13.8	-4.6	-9.1	-14.9	-45.3	-64.4	-58.1
教養娯楽	-4.7	2.3	-13.1	6.1	0.0	-5.0	0.1	0.1	-9.3	-10.3	-3.7	-5.1
その他の消費支出	-2.4	20.7	-18.4	-13.2	-9.1	-7.6	7.7	-18.2	-0.4	1.6	4.4	2.1

消費支出に対する寄与度(家計調査と全国消費実態調査の消費支出の差率)

寄与度	平均	～24歳	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳～
消費支出	-3.9	-5.8	3.3	-5.6	2.5	-0.1	-0.3	-8.6	-5.5	-3.5	-2.6	-3.5
食料	-1.1	3.6	-2.3	-2.0	-0.6	-0.8	-0.6	-0.6	-1.7	-1.4	-0.5	-1.3
住居	-0.4	-5.4	2.4	-0.9	0.2	0.1	-0.7	-0.4	-0.1	0.0	-1.2	-0.7
光熱・水道	-0.2	-1.3	-0.2	-0.2	-0.2	-0.3	-0.5	-0.2	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1
家具・家事用品	-0.2	-1.3	-0.5	1.5	0.2	-0.3	-0.2	-0.2	-0.3	-0.2	-0.1	-0.6
被服及び履物	0.0	0.5	-0.3	-0.3	0.2	0.3	-0.1	-0.1	-0.1	-0.5	0.4	0.2
保健医療	0.1	0.6	-0.9	-0.4	-0.4	0.0	0.0	0.0	0.6	0.1	0.1	0.1
交通・通信	-0.5	-4.3	9.8	-0.9	4.8	1.4	0.8	-2.1	-2.1	-0.1	-1.4	-0.9
教育	-0.5	-1.2	-0.4	-0.7	-0.3	1.1	-0.5	-0.9	-0.7	-0.6	-0.3	-0.2
教養娯楽	-0.5	0.1	-1.1	0.5	0.0	-0.5	0.0	0.0	-0.8	-1.0	-0.4	-0.6
その他の消費支出	-0.5	2.8	-3.2	-2.2	-1.4	-1.2	1.4	-4.0	-0.1	0.3	1.0	0.4

【平成26年】年間収入階級別



平成26年
世帯数分布

	平均	200万円未満	200~250	250~300	300~350	350~400	400~450	450~500	500~550	550~600	600~650	650~700	700~750	750~800	800~900	900~1,000	1,000~1,250	1,250~1,500	1,500万円以上
全消	10,000	458	380	587	793	783	732	670	674	566	567	468	466	374	655	471	719	319	319
家計	10,000	245	494	683	928	864	795	675	752	615	518	524	410	370	585	411	583	267	280

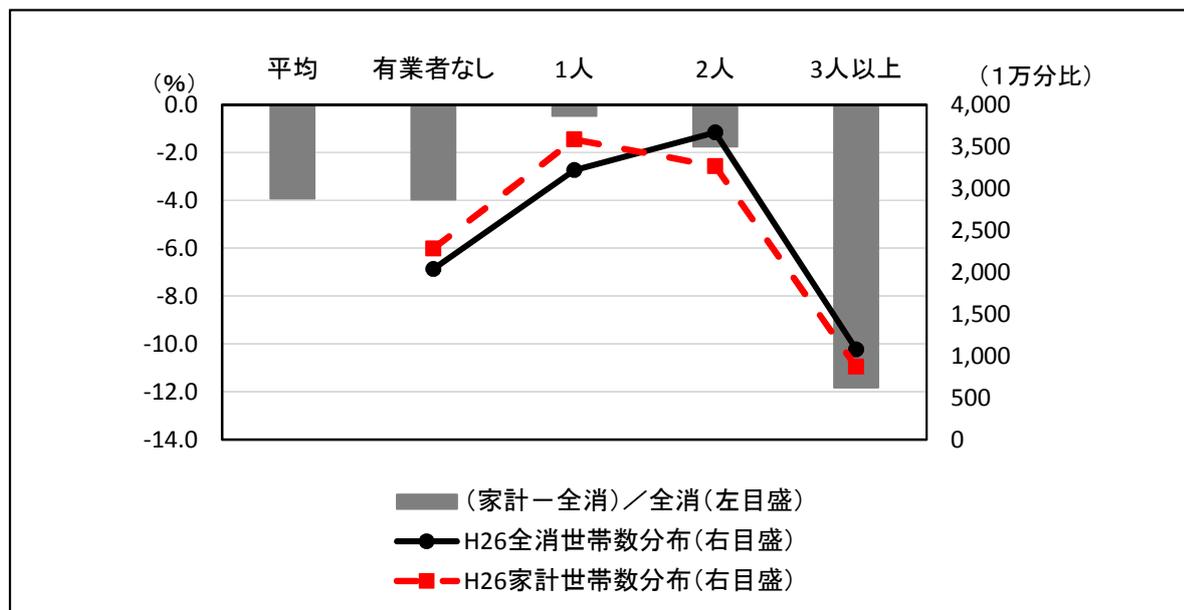
家計調査と全国消費実態調査の消費支出の差率

(家計-全消)/全消 (%)	平均	200万円未満	200~250	250~300	300~350	350~400	400~450	450~500	500~550	550~600	600~650	650~700	700~750	750~800	800~900	900~1000	1000~1250	1250~1500	1500万円以上
消費支出	-3.9	-30.1	-2.7	-7.8	-1.3	-5.0	-3.7	-3.0	-3.1	-5.9	-0.3	1.6	1.8	3.3	3.3	-4.3	-6.3	-2.6	13.4
食料	-4.6	-20.4	1.3	-4.0	-5.6	-3.0	-4.9	-4.4	-2.6	-4.7	-2.0	-2.7	0.4	-1.4	0.1	-2.3	-2.6	-5.3	-6.6
住居	-7.3	-8.9	-13.1	-20.6	-23.5	-16.6	20.7	-34.8	-11.0	-1.7	-17.0	4.5	-1.8	-12.9	38.4	-2.5	-7.8	-13.2	-4.5
光熱・水道	-2.6	-5.3	-4.8	-5.4	-0.8	-0.4	-0.9	-0.3	0.3	-4.2	-3.8	-2.3	5.2	3.7	-2.6	-5.1	-3.3	-3.1	-6.6
家具・家事用品	-6.3	-34.7	-14.0	-9.6	-5.2	-4.8	-19.9	-10.3	-6.9	1.8	-7.9	-9.2	-11.2	-16.4	-8.1	-1.0	31.5	7.2	-1.3
被服及び履物	-0.9	-53.8	4.9	-7.9	3.5	-4.5	7.1	-0.5	-1.4	9.7	5.4	1.6	-2.9	1.2	13.2	-0.3	-4.7	13.6	16.2
保健医療	2.2	-36.4	-8.4	-3.6	9.3	-4.2	6.6	9.0	-5.8	-2.2	14.7	13.7	-5.5	4.3	4.7	13.6	-4.9	8.3	22.5
交通・通信	-3.4	-43.3	-18.3	-13.1	10.0	-7.3	-15.6	-3.1	-2.6	-17.4	14.8	12.1	7.8	32.8	3.9	-11.5	-25.2	7.1	39.8
教育	-11.9	-82.1	-5.0	12.1	-41.7	-25.9	-13.6	-17.1	-12.3	-6.5	-12.2	3.3	-13.4	0.2	6.1	-14.2	1.6	4.4	-1.8
教養娯楽	-4.7	-26.3	2.1	-5.9	-2.1	-4.6	-9.4	-7.4	0.0	-6.5	-3.2	-4.0	-2.2	7.5	4.1	5.2	-7.0	5.3	-1.8
その他の消費支出	-2.4	-52.1	9.8	-9.2	6.0	-1.9	1.0	11.8	-1.6	-5.1	-3.1	0.6	10.1	-8.7	-1.1	-6.3	-4.3	-16.0	34.9

消費支出に対する寄与度(家計調査と全国消費実態調査の消費支出の差率)

寄与度	平均	200万円未満	200~250	250~300	300~350	350~400	400~450	450~500	500~550	550~600	600~650	650~700	700~750	750~800	800~900	900~1000	1000~1250	1250~1500	1500万円以上
消費支出	-3.9	-30.1	-2.7	-7.8	-1.3	-5.0	-3.7	-3.0	-3.1	-5.9	-0.3	1.6	1.8	3.3	3.3	-4.3	-6.3	-2.6	13.4
食料	-1.1	-6.0	0.4	-1.1	-1.5	-0.8	-1.3	-1.1	-0.6	-1.2	-0.5	-0.7	0.1	-0.3	0.0	-0.5	-0.6	-1.2	-1.5
住居	-0.4	-0.8	-1.1	-1.5	-1.8	-1.2	1.4	-2.3	-0.8	-0.1	-1.0	0.3	-0.1	-0.7	1.7	-0.1	-0.4	-0.6	-0.2
光熱・水道	-0.2	-0.6	-0.5	-0.5	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.3	-0.3	-0.2	0.3	0.2	-0.2	-0.3	-0.2	-0.2	-0.4
家具・家事用品	-0.2	-1.3	-0.5	-0.4	-0.2	-0.2	-0.7	-0.4	-0.2	0.1	-0.3	-0.3	-0.4	-0.5	-0.3	0.0	1.0	0.2	0.0
被服及び履物	0.0	-1.7	0.1	-0.2	0.1	-0.1	0.2	0.0	-0.1	0.4	0.2	0.1	-0.1	0.1	0.6	0.0	-0.2	0.7	1.0
保健医療	0.1	-1.9	-0.4	-0.2	0.5	-0.2	0.3	0.4	-0.2	-0.1	0.6	0.6	-0.2	0.2	0.2	0.5	-0.2	0.3	0.9
交通・通信	-0.5	-5.7	-2.5	-1.8	1.4	-1.1	-2.5	-0.5	-0.4	-2.7	2.5	1.9	1.2	5.5	0.6	-1.9	-4.1	1.1	5.1
教育	-0.5	-1.5	-0.1	0.1	-0.6	-0.5	-0.4	-0.5	-0.4	-0.3	-0.7	0.2	-0.8	0.0	0.4	-1.0	0.1	0.3	-0.1
教養娯楽	-0.5	-2.2	0.2	-0.6	-0.2	-0.5	-1.0	-0.8	0.0	-0.6	-0.3	-0.4	-0.2	0.7	0.4	0.5	-0.7	0.6	-0.2
その他の消費支出	-0.5	-8.5	1.7	-1.7	1.1	-0.4	0.2	2.2	-0.3	-1.0	-0.6	0.1	2.0	-1.8	-0.2	-1.4	-1.0	-3.8	8.7

【平成26年】有業人員別



平成26年

世帯数分布

	平均	有業者なし	1人	2人	3人以上
全消	10,000	2,037	3,217	3,668	1,078
家計	10,000	2,282	3,584	3,264	870

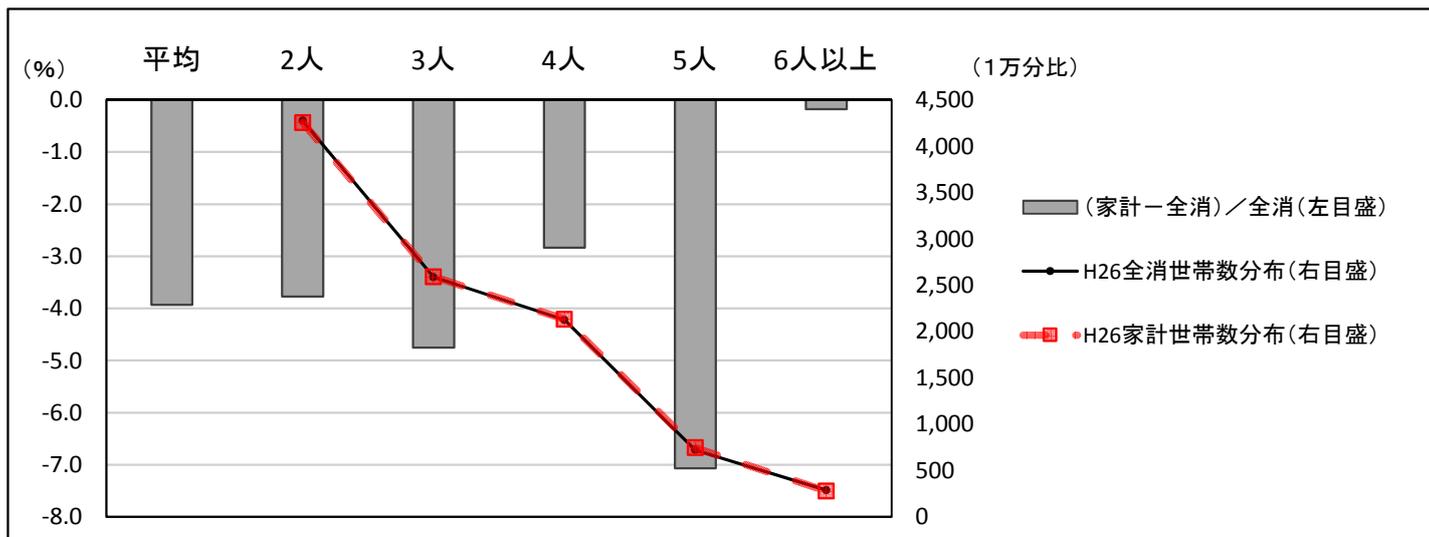
家計調査と全国消費実態調査の消費支出の差率

(家計-全消)/全消 (%)	平均	有業者なし	1人	2人	3人以上
消費支出	-3.9	-4.0	-0.5	-1.8	-11.8
食料	-4.6	-6.1	-2.4	-2.7	-6.6
住居	-7.3	-13.7	-9.7	-7.1	15.7
光熱・水道	-2.6	-2.6	-1.2	-1.3	-2.2
家具・家事用品	-6.3	-7.9	-2.6	-7.7	-8.0
被服及び履物	-0.9	-5.0	6.6	2.9	-13.6
保健医療	2.2	-2.6	1.9	6.7	-4.1
交通・通信	-3.4	4.7	3.6	-0.5	-26.8
教育	-11.9	-90.1	5.4	-10.2	-24.4
教養娯楽	-4.7	-9.2	0.9	-6.5	-6.3
その他の消費支出	-2.4	1.8	-1.3	2.7	-17.1

消費支出に対する寄与度(家計調査と全国消費実態調査の消費支出の差率)

寄与度	平均	有業者なし	1人	2人	3人以上
消費支出	-3.9	-4.0	-0.5	-1.8	-11.8
食料	-1.1	-1.6	-0.6	-0.6	-1.7
住居	-0.4	-0.9	-0.7	-0.4	0.7
光熱・水道	-0.2	-0.2	-0.1	-0.1	-0.2
家具・家事用品	-0.2	-0.3	-0.1	-0.2	-0.3
被服及び履物	0.0	-0.2	0.3	0.1	-0.6
保健医療	0.1	-0.2	0.1	0.3	-0.2
交通・通信	-0.5	0.6	0.5	-0.1	-4.5
教育	-0.5	-0.5	0.3	-0.6	-1.1
教養娯楽	-0.5	-1.1	0.1	-0.6	-0.5
その他の消費支出	-0.5	0.4	-0.3	0.6	-3.6

【平成26年】世帯人員別



平成26年

世帯数分布

	平均	2人	3人	4人	5人	6人以上
全消	10,000	4,277	2,587	2,126	722	288
家計	10,000	4,254	2,590	2,132	746	278

家計調査と全国消費実態調査の消費支出の差率

(家計-全消)/全消 (%)	平均	2人	3人	4人	5人	6人以上
消費支出	-3.9	-3.8	-4.8	-2.8	-7.1	-0.2
食料	-4.6	-6.7	-4.1	-2.6	-1.9	-5.7
住居	-7.3	-14.0	2.8	0.7	-23.6	-38.1
光熱・水道	-2.6	-2.4	-1.9	-1.8	-7.0	-5.8
家具・家事用品	-6.3	-10.7	-6.1	-1.6	-7.9	17.8
被服及び履物	-0.9	0.0	2.6	-5.6	3.7	-17.3
保健医療	2.2	0.6	6.8	0.8	6.5	-10.7
交通・通信	-3.4	-2.5	-8.3	1.9	-14.7	18.1
教育	-11.9	-33.1	-29.5	-7.8	-12.1	14.9
教養娯楽	-4.7	-8.2	-2.8	-3.8	1.7	3.4
その他の消費支出	-2.4	3.1	-6.2	-5.8	-9.5	-7.3

消費支出に対する寄与度(家計調査と全国消費実態調査の消費支出の差率)

寄与度	平均	2人	3人	4人	5人	6人以上
消費支出	-3.9	-3.8	-4.8	-2.8	-7.1	-0.2
食料	-1.1	-1.7	-1.0	-0.6	-0.5	-1.5
住居	-0.4	-1.0	0.2	0.0	-1.0	-1.2
光熱・水道	-0.2	-0.2	-0.1	-0.1	-0.5	-0.5
家具・家事用品	-0.2	-0.4	-0.2	-0.1	-0.2	0.6
被服及び履物	0.0	0.0	0.1	-0.2	0.2	-0.7
保健医療	0.1	0.0	0.3	0.0	0.2	-0.4
交通・通信	-0.5	-0.4	-1.3	0.3	-2.5	3.1
教育	-0.5	-0.1	-1.1	-0.8	-1.4	1.3
教養娯楽	-0.5	-0.9	-0.3	-0.4	0.2	0.2
その他の消費支出	-0.5	0.7	-1.3	-1.0	-1.5	-1.1

「ロング・ショートフォーム方式の導入」 に対する主な意見

- ショートフォーム方式により、所得と資産のサンプルサイズが拡大するのはいいと思う。なにより家計簿記入がないことにより世帯には引き受けてもらいやすいと思われる。調査票に調査客体が記名しないようにするほか、封入提出や郵送の提出など回収方法を充実させていただきたい。(地方公共団体)

注)「年収・貯蓄等調査票」は、26年調査で調査票の封入回収を実施。ただし、郵送提出は原則として認めなかった。

- 家計調査においては家計簿や年間収入調査票の記入は引き受けても、貯蓄等調査票の提出を拒否される場合がある。その意味では、世帯にとって貯蓄等調査への抵抗感は強く、ショートフォームにおいて家計簿の提出を免除したとしても世帯が負担を軽く感じるかどうかは未知数だが、多忙な世帯では、家計簿のように継続的な記入が必要な調査票には対応できないが、調査期間中に1度提出すれば済むものなら協力できるという場合もあり、導入の価値はあるものとする。(地方公共団体)

- ショートフォーム方式導入については、長期間記入を要する家計簿が無いのは依頼がしやすいメリットがあるという一方で、長期間、家計簿をつけることで調査員と世帯の信頼関係ができ、年収や貯蓄等の記入依頼が出来ているため、家計簿の調査無しでは拒否世帯が増加するのではないか。(地方公共団体)

- 家計簿の記入を引き受けてくれる世帯でさえ、年収や貯蓄の調査には非協力的な世帯があるため、B調査(ショートフォーム)はA調査よりも世帯の忌避感が強まる。(地方公共団体)

- 家計簿を使用するA調査のサンプルサイズの縮小が与える調査精度への影響について、慎重に検討していただきたい。(内閣府)

注) 意見照会時には標準誤差率の試算値を提示していない。

[次頁に続く]

- 生活保護基準の検証にあたっては、世帯類型（高齢単身世帯、高齢夫婦世帯、夫婦子一人世帯、一人親子一人世帯等）別の年間収入や消費支出額を五十分位別にみるなどにより生活扶助費相当支出額を算出している。また、できる限り多くの市町村の消費実態等を把握する必要がある。当課で活用しているデータは特に低所得世帯でありサンプルサイズも少ないことから、家計簿のサンプルサイズが縮小された場合、検証の精度が低下するおそれがあるため、可能な限りサンプルサイズは現行数を維持していただきたい。（厚生労働省）

- ショートフォーム方式の導入により調査員等の負担が増えないように、ショートフォーム方式の増加分だけロングフォーム方式のサンプルサイズを縮小させ、全体のサンプル数が前回調査以下になるようにしていただきたい。（地方公共団体）

- 調査体系を分割することは事務の煩雑化・複雑化につながる。そもそも調査スケジュールがタイトで、各月の提出期限にようやく間に合わせている状態であり、これ以上市町村や調査員の事務負担を増やすべきでない。（地方公共団体）

- B調査については、住民基本台帳からの無作為抽出により、郵送調査を検討していただきたい。（調査員調査は負担が重すぎる。）
（地方公共団体）

「家計調査のサンプル併用」に対する主な意見

- 家計調査のサンプル併用が可能であれば、取り入れるべき。(地方公共団体)
- 家計調査の家計簿データを加えることで家計簿調査件数を削減することは改善である。(地方公共団体)
- 家計調査結果の利用による規模縮小は市町村や調査員の負担軽減につながるものであるが、その代わりに単身世帯の拡大やショートフォームの導入を行うのであれば、「調査の簡略化・省力化」にはならない。(地方公共団体)
- A調査において、家計調査のサンプル併用を前提とした全国消費実態調査の標本設計のあり方、調査精度への影響について、慎重に検討していただきたい。(内閣府)
- 家計調査と重複しているサンプルについてのみの結果(重複していない項目を含む全項目)を参考系列などで別掲してはどうか。(少なくともサンプルが継続している期間は)家計調査・全国消費実態調査の両者の利用価値が向上するほか、家計調査で調査していない項目が判明することで、統計改革の基本方針で打ち出している家計調査の精度検証にも資するのではないか。(日本銀行)